

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

The Trend of Middle Class Lineages in the South East Area of Guangxi (廣西) Province China during the Ming (明) and Qing (清) Dynasty : An Analysis of the Zupu (族譜) Material about the Relatives of Hu Yi Huang (胡以暘) Collected in Pingnan (平南) Prefecture

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊池, 秀明 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15021/00004183 |

明清期の中国広西東南部における中流宗族の動向

——平南県胡以眈一族の族譜分析を中心に——

菊 池 秀 明*

The Trend of Middle Class Lineages in the South-East Area of Guangxi (廣西) Province China during the Ming (明) and Qing (清) Dynasty: An Analysis of the Zupu (族譜) Material about the Relatives of Hu Yi Huang (胡以眈) Collected in Pingnan (平南) Prefecture

Hideaki KIKUCHI

This study is based on new materials obtained during field research in Pingnan Prefecture, situated near the homeland of the Taiping movement, on several visits between the years 1987 and 1990. Up until now, a lack of information has made it difficult to study the history of Guangxi society and the early days of the Taiping. The aim of this article is to ascertain the historical and socio-anthropological features of the middle class lineages who migrated there.

The migration of these lineages to Pingnan started in the 16th century, many of the migrants being soldiers dispatched to suppress the local Yao (瑤) minorities. They occupied an extensive land area under the protection of the Dynastic army, and they achieved economic success owing to their power of tax collection delegated by the Dynasty. The soldier migrants established their reputation by supervising public enterprises in the migrant society.

During the Qing Dynasty, the soldier migrants fell from influence because they lost their hereditary posts. They could not cohere their lineage organizations and failed at the civil service examinations as they lacked educational facilities to bring up talented persons effectively in their lineages. As a result, they could not join the Kuji (客籍) elite

* 中部大学, 国立民族学博物館共同研究員

Key Words : middle class lineage, soldier migrants, wen² xig⁶ in Cantonese, Kuji “客籍” elite group, the Chinese officialdom
キーワード : 中流宗族, 軍人移民, 搵食, 「客籍」エリート, 官場

group of influential migrant lineages and acquire political power.

The middle class lineages, the soldier migrants included, took on a behavioral pattern, known as wen² xig⁶ (搵食) in Cantonese, according to which they pursued several different occupations at the same time in order to maintain the status quo, while reducing the danger of complete failure. Their actions assumed a fluidity, with some low class members engaged in mean occupations. The upper and middle class members tried to have some connection with local government service to maintain their leadership, but Hu Yi Huang failed. He took part in the Taiping movement as a form of wen² xig⁶.

| | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| I. はじめに | IV. 太平天国期における中流宗族の「搵食」とその特質 |
| II. 平南県北部における漢族移住 | (1) 「搵食」に現れる兼業形態と流動性 |
| (1) 軍人移民の平南県入植と土地占有 | (2) 「搵食」に見る危機回避志向と中流宗族 |
| (2) 軍人移民の各種公共事業とリーダーシップの獲得 | V. 中流宗族のリーダーシップと「客籍」エリート、国家 |
| III. 清代中期における軍人移民の没落とその原因 | (1) 中流宗族のリーダーシップ維持の努力と有力宗族 |
| (1) 平南県における「科名」の集中傾向と軍人移民の人材育成失敗 | (2) 中流宗族の官界におけるネットワークの欠如と政治、宗教的反乱 |
| (2) 平南県における「客籍」エリート集団の形成と軍人移民 | VI. 小 結 |
| (3) 人口増加、均分相続をめぐる族内対立と奢侈行為 | |

I. はじめに

筆者は別稿 [菊池 1992b] において、中国近代史上の一大事件であった太平天国運動発生の地である広西桂平県金田地区における漢族の移住について検討した。そして①この地区の開発が16世紀以降に地方官界の庇護を得た有力移民によって、広西米の広東搬出という国家政策に奉仕する商業目的をもって進められたこと。②有力移民は定住後も「客籍」としてのアイデンティティを維持し、科挙制度を社会統合の手段として移民社会特有の地域エリート集団 [上田 1987; 山田 1995] を形成したこと。③太平天国前夜の金田で結成された保甲組織「安良約」の指導者達は、この「客籍」エリート集団の高度に発達した形態であったことを指摘した。

また続稿 [菊池 1994a] では桂平県江口地区を例に、入植時に官界との結びつきを持たなかった新興宗族の活動を検討した。その結果①有力移民に比べ入植時の危険が大きかった彼らは、農業、各種商工業など雑多な生業に従事する「搵食」(「飯を探す」という意味の広東語。北京官語では「謀生」「找飯喫」という)と呼ばれる行動様式によって没落の危機を回避し、また経営の選択肢を広げて経済的成功を収めたこと。②新興宗族は政治的発言権獲得のために「客籍」エリート集団への参入を目指したが、効果的な人材育成を行なうに足るだけの宗族組織を整備出来なかったこと。③むしろ彼らが政治的に台頭するきっかけとなったのは太平天国期に反乱軍鎮圧の矢面に立つことであり、有力な成員は「搵食」の延長としてこの機会を捉え、自らの犠牲と引き替えに子孫の官界進出と宗族の繁栄を準備したことを検証した。

ここで新興宗族に成功をもたらした行動様式として取り上げた「搵食」とは、第一義には不測の事態による没落を回避しつつ、上昇のチャンスを広げるため「農工商学仕兵など種々の異なる業務を兼営」[羅 1933: 第7章]する経営形態を指す。それは科挙制度の存在により職業的身分が固定せず、社会階層が高い流動性を帯びた中国社会に共通する現象であったが、出稼ぎや再移住、甚だしい場合には太平天国軍への参加も「搵食」の一表現に含むことが可能であった [菊池 1992a]¹⁾。また福建、広東の僑郷を調査した社会学者陳達は生活様式 (Mode of Living) という概念でこの「搵食」に触れ、「凡そ人が生活の道を求めるための努力、及び人と人との間を結ぶ各種の交互動作や共同行為とは、皆この中に包含される」「生活標準を其の父の標準より以上のものたらしめようと企てる」[陳 1939: 8]と述べている。つまり「搵食」は生活の安定と上昇を求める雑多な活動に対する総称であり、それは移住と密接に関連しながら中国社会の流動性を支える両輪となったのである。

本稿は広西平南県北部地域の事例を中心に、「中等の人」²⁾即ち社会的中間層に現

1) 「搵食」は太平天国忠王李秀成がその供述書で指摘したもので、筆者自身も調査中屢々耳にした。日本語に直訳すれば「飯を探す」という意味にしかならないこの言葉が雑多な副業や出稼ぎ、移住等の意味を含む事実は、幕藩体制の下で身分と居住地が固定され、転業や移住が制限されていた日本と中国の社会構造の違いを良く示している。筆者が「搵食」を強調するのは、第一にそれが中国下層民衆の心性を理解する上で重要な鍵と考えているためであるが、また近年盛んな日本の中国移民社会史研究が「定住」史研究に偏り、中国社会において移住が持つダイナミズムを把握する視座が不足していることへの批判を含む。なお上記の視点については小島晋治「十八世紀末～十九世紀中葉の民間宗教、民衆運動の思想——日本と中国」[小島 1993: 145]を参照のこと。

2) 「中等の人」は太平天国期に天地会が提起したとされるスローガン「上等之人欠我錢，中等之人得覺眠，下等之人跟我去，好過租牛耕瘦田」[広西省太平天国文史調査団 1956: 83]に見えるもので、当時の人々に意識されていた区分法である。筆者が農村調査で得た印象では、それが意味する内容は戦後歴史学研究が屢々用いてきた土地所有額を基準とした家族(な

れた「搵食」の諸相について検討を加える。すでに人類学では瀬川昌久氏が香港新界地区におけるフィールドワークの成果をもとに、「宗族とそれ以外の多様な社会集団との輻湊した諸関係が自ずと明らかになってくる」[瀬川 1991: 25] という理由から中小規模の宗族を研究することの重要性を指摘した。以下では瀬川氏の問題提起に学びつつ、中流宗族特に西南中国における移民の一典型であった軍人移民³⁾に焦点を当てる。具体的には①入植期の土地占有と地域社会におけるリーダーシップの獲得過程。②清代中期以降の没落傾向とそれを挽回すべく試みた様々な活動。③更にはこうした活動により彼らと国家、科挙エリートとの間に生まれた矛盾について分析を加えることにしたい。

なお本稿が重点的に取り上げる官成羅文村胡氏は、平南県拝上帝会を主催した太平天国豫王胡以晄の一族であった。彼らと地域社会、国家との関係を考察することは、胡以晄ひいては胡氏という一中流宗族が政治、宗教的反乱と接点を持つに至った理由を探る作業となると考えられる。

\\ いし個人) 単位の階級区分法とは異なり、この地で発達していた宗族を単位とする区分法と捉えた方が適格であるように思われた。またその場合宗族の「上等」「中等」「下等」を分けた基準として、①成員数、②経済的実力、③政治的発言権などの要素が考えられるが、「客籍」エリートと呼ぶべき有力者集団が形成された当時の広西では、科挙合格者、官界進出者の有無が重要な意味を持ったと考えられる。以下本稿が言う中流宗族とは、宗族として一定の人口と経済的基盤を持ちながら、政治的成功を十分に収められなかった宗族を指すことにする。また同族内部、分節間の格差については、本稿では特に必要のない限り言及しないことにしたい。

3) 明清期の軍人移民に関連する研究としては李中清 [1984]、明代軍戸に関する研究には于志嘉 [1987, 1990a, 1990b] がある。また人類学では鳥居龍藏氏が貴州省の「鳳頭鶏」を調査し、①彼らが明代に江南地方から苗族反乱鎮圧のため派遣された軍人移民の後裔であること。②清代に漢族が大量に入植すると、彼らは習慣の違いにより「特殊部落として差別待遇を受けるようになったことを指摘している [鳥居 1980: 68]。

一方明代の広西でも少数民族反乱彈圧や拠点防衛のため世襲軍人が数多く派遣されたが、明『孝宗実録』弘治5年(1492)八月戊申の条に「洪武、永楽年間、広西官軍至十二万、今止有万八千人。且官多庸懦、士多老弱、軍政不修、兵威不振」とあるようにその制度は比較的早く瓦解した。これを補完するため明朝はチワン族士兵や漢族からなる民兵、傭兵を組織し、「民間武勇之人、編成隊伍」「雇募打手、以備戰守」させたという(嘉靖『広西通志』巻31、兵防、民兵・打手)。こうした経緯ゆえに現在広西で軍人の後裔を主張する移民には、正規の軍人以外に入植過程で軍組織とつながりを持った民間人が少なくなかったと考えられる。本稿で軍人移民という場合、これら民兵、傭兵出身者を含んだ広義の軍関係者であることをお断りしておく。

II. 平南県北部における漢族移住

(1) 軍人移民の平南県入植と土地占有

平南県は潯州府の東隅、大瑤山の南麓に当たり、潯江南岸諸郷は明代中期に漢族の移住が開始された⁴⁾。その入植先となったのは武林埠、白馬墟などの軍事拠点で、初期移民は危険を回避するため地方の軍事力に庇護を求め、やがて各地に分散して定住した⁵⁾。

明末清初の平南県は「入城すると居民は一人もおらず、城を守るのは戟を持った土のみ」⁶⁾といわれ、軍人が避難民と共に北部諸郷における移民の中心となった。この軍人移民の代表として官成官村羅氏と同和陳垌村劉氏が挙げられる。羅氏は元浙江省紹興府余姚県の人で、官成『羅氏族譜』によると明代中期に平南県始祖の驍騎將軍羅思莊が「大藤峽蛮寇」即ち大藤峽ヤオ族反乱を鎮圧して白馬汎に屯軍したという⁷⁾。また劉氏は元山西省平陽府蒲州節義里北曲村の人といい、同和『劉氏老族譜』は平南県への入植について次のように語っている。

広西省潯州府平南県大同里内と [藤県——以下補足は同様] 大黎里、大水江、太平田江各

- 4) 明初の平南は「夷獠」「郷寇」の活動により統治が安定しなかったが、洪武年間に主簿李復は反乱を鎮圧し、「帰來者三百余家、躬督耕稼、開墾荒田二百余頃」と開墾事業に努めた(吳節「李迪功忠義祠記」、光緒『平南県志』巻12、金石略)。当時入植した有力移民として県城西隅張氏(原籍広東新会県)があり、「平邑科名之盛、以明季張文懿公(五代張深、成化年間進士を指す)家為最」といわれた(張昌亮「張氏宗祠碑文」、光緒『平南県志』巻12、金石略及び巻24、雜誌)。だが後述する鎮隆中園村謝氏が嘉靖年間に平南県に入植したように、移民の活動が本格化したのは明代中期以降であった。
- 5) 例えば後述の六陳喬山村甘氏(原籍広東順徳県)、鎮隆中園村謝氏は入植の途中に武林埠を経由しており、県城西隅の張氏も武林に宗祠を建てた(「張氏宗祠碑文」)。同じことは平南県と藤県の境界にある白馬墟蓮塘村についても当てはまり、明末の大官袁崇煥一族(原籍広東東莞県)や何寿謙一族(原籍広東順徳県)、周紹殷一族(原籍広東長楽県)らがこの地を中心に定着した(『広西郷試硃卷』周紹殷及び菊池 [1992a])。当時これらの地は武林、白馬汎巡検司が設けられた軍事拠点で、弓兵や班軍が置かれていた(万曆『蒼梧總督軍門志』巻8、兵防5。同書巻10、兵防7)。また後述する同和垌尾村吳氏の3代吳東江は藤県五屯千戸所の屯田政策に従って藤県托州から五屯へ移住しており、初期移民の入植に軍事拠点の果たした役割が伺われる。
- 6) 周岱生「潯州府志畧跋」(同治『潯州府志』巻32、芸文)。周岱生は康熙年間の平南県知県。また同史料は県城近郊に「粵東移民」が入植していたと伝える。
- 7) 官成『羅氏族譜』。なお同族譜は始祖羅思莊を「明朝総兵」とするが、嘉慶『広西通志』巻35、職官表二十三、明十二に彼の名は見当たらず、あくまで伝説と考えられる。また羅思莊は「屯軍於武城県」とあるが、そこには太平天国期に天地会陳開らの大成国が平南県を武城県に改称した影響を見ることが出来る。

処の猿人は険しい山路に倚り恃んで王化に帰さなかった。明帝は大いに怒り、すぐに聖旨を下して官命により劉洪裕、覃千戸、廖軍門、郭美章らを遣して将となし、兵を率いて征討させた。吾が祖洪裕公は即ち覃、廖、郭ら四人と国を奉じ、西粵平南県に軍を進めた。覃千戸、廖軍門らは兵を率いて太平団江を攻め、兼ねて大黎里、大水江を攻打した。洪裕公は兵を率いて大同里各処を攻め、搖蛮を蕩息させた……。

劉勳公は洪裕公の長子で……、軍を率いて岑江の乱を平らげた。至るところ一鼓にして岑江を肅清し、凱旋すると昭烈將軍を馳贈され、加えて協徳武翼將軍に封ぜられた……。祖【劉勳】は即ち広西省潯州府平南県大同里河蝦白廟村に籍を立てて安居するよう請うた。孝慈をもって躬ずから畎畝を耕し、荒地を開墾して大同全里の田業を管理した。[その広さは] 鶉が飛び越えられず、鹿は走り切れない程であった。のち大旺墟に遷居して小水垌陳洞村に転入した。

劉洪裕親子は大瑤山と岑溪県の少数民族反乱鎮圧のため広西に派遣され、大同郷巡検司の所在地陳垌村に定着した。彼と共にヤオ族を弾圧した3人のうち「廖軍門」は潯州府貴県龍山の胡扶紀反乱を鎮圧して「一方に覇据」した奇石郷伏廖村廖盛泰一族（原籍福建莆田県）、「郭美章」は梧州府藤県大黎に定着した平安村郭氏の始祖郭美璋（原籍広東三水県、永安州軍官）を指している⁸⁾。また万暦年間の潯州府桂平県武靖土州では浙江定海県出身の何、陳、黄3姓が軍官として定住しており（桂平県金田『陳忠公族譜』、『広西郷試硃卷』陳徳三）、当時の広西で軍人移民が多数に上ったことがわかる。

上記の史料で先ず注目されるのは、陳垌村劉氏の2代劉勳が「大同全里の田業を管理」した点であろう。同じことは当時の西南中国各地で見られ、万暦年間の羅旁ヤオ族反乱鎮圧後に「募兵占籍」政策が行われた広東西寧県「新図」（後の信宜県新図）では、新堡葉氏始祖葉發青（広東乳源県人、反乱鎮圧に従軍）が定康都四甲の税賦を請負った【菊池 1995a】。また信宜県合水の筆山『楊氏族譜』によると3代楊奇瑞（開陽都騎尉督標右營守府）は「定康都四都の錢糧を催納」したといい、5代楊粵（康熙年間拳人）らが社会的に成功するための基礎を作った。劉勳の場合も大同里の徴税権

8) 貴県奇石『廖氏族譜』。藤県大黎『郭氏分枝図』。ここで引用史料の性格と考証の経緯について述べておく。文中の「郭美章」は1989年6月の藤県調査で筆者が収集した『郭氏分枝図』を黄素坤氏に見せたところ、同和『劉氏老族譜』にその名があることを教示されたものである。また「廖軍門」については当初不明であったが、『廖氏族譜』に5代廖文登が万暦年間に「奉勅防盜」して「廖軍民」と称せられ、5代廖明懸、廖明金の子孫が平南県に移住したとの記載があることから、廖軍門が伏廖村廖氏を指すと断定した。日頃交際のない遠隔地の他宗族について記録が残ること自体、族譜内容の信憑性の高さを裏づけていよう。なお残る「覃千戸」は藤県五屯千戸所のチワン族土兵覃福一族のことで、その詳細は菊池【1994b】を参照のこと。

を獲得したと考えられ、西南中国の少数民族地区における屯田政策で漢族軍人に与えられた権限の大きさが伺われる。

一方官成羅文村胡氏は元広東南海県太平郷坎頭村の人であった⁹⁾。始祖胡惺宇は科挙のうち郷試（省レベルの選抜試験。合格者を挙人と呼ぶ）を受験するために必要な生員の資格を獲得すべく、万暦年間に平南県に「遊学」して潯江南岸の武林埠に居住（のち2代胡健吾が南岸蒙化里古文村に定着）した。胡氏の平南県北部への入植に大きな役割を果たしたのは明滅亡時に北方で都司職にあった3代胡其灼（明武挙人、天啓年間の「中外震乱」に従軍した）で、彼に関する官成『胡氏族譜』の記事は次のように記している。

崇禎北都の変が起こると……，[胡其灼は]父健吾と祖が粵西に遊び、冀北[平南を指す]で庇護にあずかっていると知り、職を捨てて家族を連れ、嶺を渡って南へ向かった。また房族に挙人仲康[原名は日貴]なる者がおり、平邑の八崗峯山に徙り隠れていると聞いて……，[八]崗に至った……。時に清がまさに興らんとしていたが、境内の猪人は「清兵が崗を屠る」と伝え聞いて四野奔走した。[胡其]灼公は勢に乗じて業を謀り、受室して開墾を進め、遂に八崗に安家した。地方官が屢々[任官するよう]聘いたが、辞職して気促さを求めた。清が平定すると、朝廷は新たに兵糧を立てた。開墾を引き受けるための銀がなく、下崗を廂一里の許姓に分け与え、初めて銀を得て兵糧を集め、開墾して戸籍を立てた。家を造って……，興寧村に卜居した。

これによると胡其灼はヤオ族が清兵の侵攻を避けて大瑤山に入った機会を捉え、八崗一帯の土地を占拠した。国安田貴村『翁氏族譜』も始祖翁維鐸の祭田（祖先祭祀のための共有財産）として「猪糧米一石五斗□升」¹⁰⁾を置いたと記しており、漢族によるヤオ族耕地の獲得が広く行われたことがわかる。また耕地の獲得手段について伝説を残したのが官成羅氏で、官村始祖の5代羅文煥は猪山口で鑼を鳴らし、音が届いた十里四方の地を自分の所有地として囲い込んだという【広西省太平天国文史調査団

9) 官成『胡氏族譜』民国15年(1926)胡士程本(以下特に断らない限り胡士程本をテキストとする)。なお同族譜の記載に従えば胡以眈は広東人ということになるが、近年「太平天国と客家」問題への関心の高まりから官成胡氏と胡以眈一族は「同姓不同族」で、後者は客家とする説も生まれた。事実『胡氏族譜』の前半部分は明代正統年間の平南県知県胡濟を族人として扱うなど、光緒『平南県志』の胡姓に関する記載を寄せ集めたとの印象が強い。従って胡斌、胡澄両子孫が元々「同姓」結合で、後に始祖伝説を共有して「同族」結合を主張した可能性も否定出来ない。ただし本稿は他の判断材料を持たないため、この問題には立ち入らないことにする。

10) この「猪糧米」について、『翁氏族譜』は「受有嘗田□種子一千余斤、遞年租額穀捌千余斤」と述べており、約80畝から100畝の耕地であったことがわかる。なお翁氏は原籍広東嘉應州で、3代翁振三は胡以眈と対立した。

1956: 13]。このため明代に平南県北部に広く展開していたヤオ族居住区は、雍正『広西通志』巻93、諸蛮によると大鵬、国安、馬練など一部地域を残すのみとなった¹¹⁾。

さらに彼らの土地集積の対象は定着途上にあった漢族移民の耕地にも及んだ。例えば太平天国英王陳玉成一族の始祖陳珣は康熙年間に広東翁源県から平南県大鵬水均村に至って「田園を広く置いた」が、三藩の乱による「夫役」負担を逃れるため「鵬化里の田業は他人に棄てて、食することを願わなかった」（蒙山県陳塘『潁川族譜』）とあるように耕地を放棄した。また乾隆『平南県志』巻2、民賦志、地畝は「貧戸は田を売り出したが、富人はその急に乗じて税を軽くせよと脅した。このため田は売っても税負担は残り、累を遺すこと更に甚だしかった。また雍正初年に墾荒を勧めたが、多寡の報告が不実であったため、民は深く苦しんだ」と述べ、残された耕地が納税負担を欠いたまま「富人」即ち軍官を含む有力移民の手中に帰して、隠し田と共に彼らの経済的成功を基礎づけたと記している。つまり彼らは少数民族反乱鎮圧という国家政策により入植し、政府から賦与された軍事力と徴税権などの特権を背景に土地集積を進めたのである。

（2）軍人移民の各種公共事業とリーダーシップの獲得

こうして占有した広大な土地を背景に有力移民は開墾事業を進め、米穀の広東搬出を初めとする商業活動に従事して経済的基盤を確立した。また各種公共事業を主催して、地域社会におけるリーダーシップの獲得に努めた。例えば光緒『平南県志』巻12、金石畧所収の余清標「胡耆堂公墓碣銘」によれば、大安稲花村胡氏（原籍江西廬陵県。胡以眈一族とは別系統）の3代胡瑞龍は三藩の乱時に「農閑期に潯[州]、梧[州]の城埠間で米商売」を営んで利益を上げた。また4代胡能任（生員）は白沙江に「巨大な堤防」を築いて大安墟（別名大烏墟）の西20余里に及ぶ水田数百畝の灌漑に成功した。それは大安随一の有力宗族黎氏（明代の黎廸）、梁氏（清代の梁之魂）の灌漑事業と並んで大安墟が潯江沿岸有数の米穀搬出市場として発展する基礎となり、胡能任は「賀嶺の趙族は公の徳に感じ入り、水路の傍らに生祠を立てた」（光緒『平南県

11) 万曆『殿粵要纂』巻3、平南県図によると、明代の平南県北部は潯江沿岸など一部地区を除いてヤオ族居住区であったが、同治『潯州府志』巻4、風俗、獠人に「惟平南之鵬化，大同二里，獠村居多」といわれるまでにその範囲は後退した。大瑤山ヤオ族の移住に関する調査報告は明代に「覃千戸」（藤県五屯覃氏）や漢人の圧迫によって大瑤山に入植したとするものが多いが、花藍瑤の門頭胡姓が清初に「上糧」を逃れて入山するなど『胡氏族譜』の内容と符合する記録も散見する [広西壮族自治区編輯組（編）1984: 224]。また乾隆『平南県志』巻4、諸蛮志によれば平南県のヤオ族には「内獠」「外獠」の違いがあり、後者は「性頗馴，与民無異」とあるように漢化が進んでいたという。平南県におけるヤオ族の勢力衰退が軍事的圧力と漢化によって進んだことが伺われる。

志』巻20, 列伝及び巻3, 輿地畧, 水利) とあるように人々の信頼を集めた。

この地方市場の成長過程における有力移民の役割を示す史料として鎮隆中團村謝氏『謝紹甫府君墓碣』がある。謝氏は明代嘉靖年間に広東南雄州から平南県に移住し、謝璠(嘉慶年間生員)親子が「勤儉をもって富を積み、広く田園あり」とあるように経済的基盤を整えた。だが彼らの居住地中團村は丘陵に囲まれ、人々は買物の度に「山道を往復」しなければならなかった。そこで謝璠の孫謝紹甫(生員)は「わが郷里に便利となるのは市を立てることだ」と考え、嘉慶元年(1796)に「東粵の商人」を招いて富藏墟を創設した。この富藏墟は「交易の情形は甚だ冷淡」(民国『平南県鑑』建設, 工商, 商業概況)といわれた小市場であったが、謝紹甫は「商人で売れない物があり、滞積して叩き売りするに至った者がいれば、その価を善くしてこれを里に留めた」とあるように商業活動に保護を加えた。また「その市には管理の役人がいなかったのので、游飲して鬪競する者がいると[謝紹甫は]道理をもって論しこれを解いた」とあり、市場内の治安維持に努めることでリーダーシップを發揮したという。

この種の公共事業は軍人移民の定住過程においても行われた。広東西寧県「新岡」合水墟を創設した合水村楊奇瑞は「諸商は恩を蒙り、我が公を尊んで墟長とした」(合水『楊氏族譜』)とあるように社会的威信を獲得した。また前出の伏廖村廖盛泰と貴県胡扶紀反乱を鎮圧した桂平県石龍平安村の陳威は、天啓年間に「独り千金を寄付」して石龍墟に福壽橋を建設し、その子孫は桂平県、貴県間の交通の要衝となった同橋の修理を300年以上にわたり独占的に担当した(民国『桂平県志』巻37, 紀人, 果行伝)。一方秦川郷巡検司が置かれた官成羅氏の居住地官村には官村棚(臨時の墟鎮を指す)が設けられ、民国年間までに同墟は大安墟、北岸思旺墟に次ぐ県内第五位の地方市場に発展した(光緒『平南県志』巻4, 輿地畧, 岡里及び巻9, 建置畧, 秦川郷巡検司。民国『平南県鑑』建設, 工商, 商業概況)。また康熙、雍正年間に6代羅俊(生員)らは南山橋を修築し、官村と平南県城を結ぶ交通ルートを整備したという(道光『平南県志』巻6, 建置志, 橋梁)。つまり有力移民や軍人移民は各種公益事業をリードすることで、地域社会における発言権を増大させたのである。

それでは胡以眺一族の場合はどうだろうか。[表1]は『胡氏族譜』に記された主要な成員の足跡をまとめたものであるが、[3]の6代胡贊運(胡以眺祖父)、[8]の5代胡翹祖、[10]の6代胡啓運、[13]の7代胡瑄らが数百畝の土地を得て経済的基盤を整備したことがわかる。胡氏の発展過程で重要な役割を果たしたのが[4]の7代胡琛(太学生、胡以眺父)で、「手ずから粮租四千八[百]石を創った」とあるように猪山から藤県三江口に至る約4頃800畝の耕地を所有した。また彼は社会的台頭の機会

を模索し、羅文村に壮麗な住宅を建設して「家声を震揚」すると共に、地方官界の「周旋」を得て「豪富傑紳を通称」したという。ただし胡琛の場合、族譜から見る限り上記の有力、軍人移民のような公共事業の主権によるリーダーシップ獲得の努力は行われなかった。むしろ彼の土地集積が高利貸によって進められ、人々から「信石鉢」（毒草を植えた鉢の意）の綽名で恐れられたように、彼の地域社会における発言権は「奴に会ったら食っても死、食わなくても死、どのみち逃れられない」という暴力的手段を背景とした威信に支えられていた【鍾 1984: 285】。

この官成胡氏の荒々しい社会進出は、ヤオ族の耕地を奪取することで経済的基礎を確立した軍人移民の方法を踏襲したものと評価出来る。また胡琛の死後も彼の遺産は子孫によって引き継がれた。例えば胡以暘が「東道主」（米飯主）¹²⁾として平南県拜上帝会を主催し、「天父天兄の事」即ち蜂起準備のため「田産を變売」【王 1986: 33】したのは、胡琛が築いた経済力抜きには考えられなかった。また太平天国の蜂起後、清朝は馬練龍満村の莫鳳勉（原籍広西荔浦県松林寨。ヤオ化したチワン族）を永安州に派遣して胡以暘に離反するよう説得させたが、彼らは「その佃戸莫吾芋の姪孫莫鳳勉を遣わした」¹³⁾とあるように胡氏の佃戸であった。胡以暘がヤオ族と交際して、蜂起に当たり彼らに武器を製造させたことは良く知られているが、これも胡琛の代に形成された小作関係がベースとなっていたと見られる¹⁴⁾。一方胡以暘の太平軍参加要請を拒絶した【14】の8代胡廷模（太学生）は「団総」（団練即ち自警団の団長）に推挙され、人々は訴訟の度に彼の「一言立判」に頼った。また胡廷模は太平天国期を通じて団練の運営経費や村寨建設の費用を出資し、「官府は信ずるに重任をもってし、地方は倚って保障とした」（官成『胡氏族譜』）という。胡廷模と胡以暘は政治的立場を異にするとはいえ、同じく胡琛らが築いた地域社会におけるリーダーシップを基礎として活動したのである。

12) 光緒『潯州府志』巻56、紀事。同史料は胡以暘について「家素豊……，群逆常聚食其家」と述べる。また米飯主は一定の経済的基礎と社会的発言権を持った「堂匪」や団練の「狡黠」な指導者で、幅広い経験と交遊関係によって「外匪」や「土匪」の信任を集めた人物を指すという【鍾 1987】。

13) 丁守存『從軍日記』【太平天国歴史博物館 1962: 300】。1990年1月馬練龍満村莫星桓（83歳）述。莫吾芋は莫星桓の高曾祖父。またヤオ族と漢族の租佃関係については道光『桂平県志』巻15、諸蛮、猺人に「批山種植，誠実不欺」とある。

14) 鍾文典氏によると金秀羅香一帯で太平天国に参加したヤオ族は2、30名という【鍾 1984: 307】。また金田団営期に平南県知県倪壽は「猺丁」に花洲の太平軍を攻撃させている（光緒『平南県志』巻18、团防録）。

表1 平南胡以眈一族の足跡と生業（通婚関係を含む）

| 世代 | 名前 | 科名等 | 足跡及び生業形態 | 関連事項 |
|----|----|---------|--|--|
| 1 | 1 | 惺 宇 廩 生 | ◎広東南海県の廩生であったが、万暦年間に子胡健吾を連れて広西へ「遊学」し、平南で没した。 | ◎元末に江西省から広東に移住。正統年間に族人胡濟が平南県知県となり、嘉靖・万暦年間に胡所思が武宣、義寧県知県を歴任した。明清交替期に胡日貴は戦乱を避けて羅宜山、平南八崗に入り、「猺人と雑處」した。 |
| | 2 | 3 | 其 灼 武拳人 都司官 | |

★胡斌子孫

| | | | | |
|---|---|---------|--|---|
| 3 | 6 | 贊 運 無 | ◎「守創」に努め、余租500石の財産を築いた。 | ◎胡以眈祖父 |
| 4 | 7 | 琛 太学生 | ◎資産を粮租4000石（一説に4800畝）に伸ばし、「智略」により官府の「周旋」を得て「豪富傑紳」を称したが、48歳で死去した。 | ◎胡以眈実父。所有地拡大の過程で佛子村卓氏と対立した。 |
| 5 | 8 | 以 眈 武庠生 | ◎武科の試験に「尾場大弓被誤」のため失敗し、財産分割等をめぐる兄弟間の対立により羅文村から山人村に移った。「洪楊」と「結盟」して平南拜上帝会を主催し、太平天国丞相（後に豫王）となった。 | ◎武科試験失敗後、佛子村卓珍らの「欺凌侮辱」を被る。山人村移住後は花洲村翁氏とも対立した。 |
| 6 | 8 | 以 暘 太学生 | ◎「財紳」として衣食・軍械を整え団練を結成し、「声威震耀」した。太平天国期も「匪徒」は「悚懼」し、人々は皆その力により「維持」した。 | ◎胡以眈実弟。兄胡以昭の孫胡啓元、胡文元は官村羅氏、平田村林氏の娘を妻とした。 |

★胡澄子孫

| | | | | |
|----|---|---------|--|------------------------------|
| 7 | 4 | 澄 無 | ◎江南に遊学したが、「世事変遷、連遭荒歉」により「園残業破」として33歳で死去した。 | |
| 8 | 5 | 翹 祖 無 | ◎梧桐村に移り、「以耕米業」により糧米200余石を回復し、これを4子に均分した。 | |
| 9 | 6 | 開 運 無 | ◎父を助けて「興家」した。 | ◎長女は度廊張子銘、次女は河頭張君□に嫁いだ。 |
| 10 | 6 | 啓 運 登仕郎 | ◎兄と「分析」して百妙村を作り、「敦耕課読」によって祖業の粮租46石に加え粮租600余石を「自創」し、これを4子に均分した。 | ◎妻羅氏は「内助の賢」あり。娘は莫珍奇の子儲華に嫁いだ。 |
| 11 | 7 | 珣 無 | ◎粮租200余石を築き、4子に均分した。 | ◎長女は劉以全、次女は李恒昌に嫁いだ。 |

菊池 明清期の中国広西東南部における中流宗族の動向

| | | | | | |
|----|---|----|----------|--|--|
| 12 | 7 | 琮 | 無 | ◎「勤耕苦種」して郷鄰，兄弟と和睦した。 | ◎孫娘は林維揚長男林茂に嫁いだ。 |
| 13 | 7 | 瑄 | 誥封武略騎尉 | ◎「分爨」で得た粮租140石を「耕読」によって粮租280余石に伸ばし，「家門日熾」となった。これを7子に粮租38石ずつ均分した。 | ◎娘は惠政里馬石村陳裕元（武庠生）に嫁いだ。 |
| 14 | 8 | 廷模 | 太学生勅封登仕郎 | ◎屢々科挙を試みたが合格せず，「成均」となって「一郷公務」を接際した。郷人は「争訟」の度に彼の「一言立判」に頼り，「団総」に推挙されると私財を出して団練を結成し，築営を行った。官府の信頼も得て，太平天国期の10余年「揮金供費」を行った。常に師を招いて「訓導子孫」した。 | ◎妻林氏は「名門家女」，恭忍敬和を称えられた。胡以眺は蜂起時に胡廷模を訪ね，「五哥，想做官，食天禄，就跟我去啦」と参加を促したが応じず。 |
| 15 | 8 | 廷樑 | 無 | ◎機略により儲蓄私囊した。 | ◎長女は官村羅甲元，次女は冷垵李熙世に嫁いだ。 |
| 16 | 8 | 廷槐 | 無 | ◎数年読書したが，障害により耕種した。 | ◎次女は徳成嶺林家，都廉蘇家に嫁いだ。 |
| 17 | 8 | 廷楷 | 無 | ◎「安分」して耕読した。 | ◎長女は徳成嶺林子平，次女は横木呉麟宏に嫁いだ。 |
| 18 | 8 | 廷燎 | 太学生 | ◎科挙に失敗し「教授」した。 | ◎長女は下黎黄家元，次女は白沙李華韻に嫁いだ。 |
| 19 | 8 | 廷煌 | 無 | ◎父を助けて「貿業」し，儲蓄私財して大厦を建てた。 | ◎娘は陸鵬海に嫁いだ。 |
| 20 | 8 | 廷煥 | 無 | ◎字を多く知らず，耕種を督して「小心」に務めた。 | |
| 21 | 8 | 廷煥 | 国学生軍功六品 | ◎「一族之長」「団総」として「排難解紛」と「籌餉辦団」を行い，人々は彼の「判断」「吐言」を待った。また読書と「力穡服田」を重んじ，「家徒」を監督して勤謹に努めた。 | |
| 22 | 9 | 樹修 | 太学生 | ◎読書を好んだが科挙に合格せず，父を助けて家政と公務，経営儲蓄に勤めた。 | |
| 23 | 9 | 樹章 | 従九 | ◎武芸を習ったが科挙に合格せず，樹修と共に「経営」して公資，私財を蓄えた。 | ◎妻は高田戴觀長女。長女は新村朱仁甫，次女は惠政石馬陳福山に嫁いだ。 |
| 24 | 9 | 樹俸 | 無 | ◎読書して府試に応じたが，帰宅後「廃疾」となったため断念し，生涯吟詩作文して過ごした。 | ◎長女は大嶺呉錫寿，次女は嶺湯觀光に嫁いだ。 |

| | | | | | |
|----|---|-----|-----|--|--------------------------|
| 25 | 9 | 樹 僱 | 無 | ◎稼穡を重んじて「軽視工商」し、分爨で得た20石の他「貯積耕料」により粮租60石を創造した。 | ◎娘は覃龍崖に嫁いだ。 |
| 26 | 9 | 樹 侃 | 国学生 | ◎出郷して読書したが壮年に断念し、世乱により「老成」に従って「辦団禦變」した。乗車・騎馬を好み、縉紳士宦と交際して「姓名頭揚」した。 | |
| 27 | 9 | 樹 球 | 邑庠生 | ◎学問を好み、官紳の賞識を得たが、科挙合格を果たさず33歳で死去した。 | |
| 28 | 9 | 樹 貞 | 無 | ◎子孫は「今農商尤発達」した。 | ◎娘は横木呉姓に嫁いだ。 |
| 29 | 9 | 樹 業 | 無 | ◎粮租40余石を築き、4子に均分した。 | |
| 30 | 9 | 樹 展 | 無 | ◎記載なし | ◎長女は和荔李吉甫、次女は六西龔国齋に嫁いだ。 |
| 31 | 9 | 樹 常 | 無 | ◎記載なし | ◎娘は大石村黎錫嘉に嫁いだ。 |
| 32 | 9 | 樹 華 | 無 | ◎「工芸」を生業とし、「耕読並兼」して長男胡鑾に「操持家内一切」を任せた。 | ◎長女は長潭何姓、次女は桂平李村黄紫禎に嫁いだ。 |
| 33 | 9 | 樹 莊 | 無 | ◎「肩不挑、背不負」で「商業」に勤め、郷に寓して店を出した。 | ◎娘は大王村宋玉田に嫁いだ。 |
| 34 | 9 | 樹 茂 | 無 | ◎記載なし | ◎娘は大彭李開智に嫁いだ。 |
| 35 | 9 | 樹 藩 | 無 | ◎初め「教読」、後に「廬医」を学んだ。書写・詞章に巧みで、郷党族人は彼を司董として頼った。 | ◎娘は大石村黎氏に嫁いだ。 |
| 36 | 9 | 樹 藝 | 無 | ◎商業に勤めて「転弱為強」となり、3男胡奎も「白手」から粮租□百余石を創造した。 | ◎娘は師禮黎家に嫁いだ。 |
| 37 | 9 | 樹 葵 | 無 | ◎記載なし | ◎長女は三家村梁笏卿、次女は新村文仲勝に嫁いだ。 |
| 38 | 9 | 樹 葵 | 九品銜 | ◎「白手」から粮米2石余を創造した。 | ◎妻黎氏は内助の賢あり。 |
| 39 | 9 | 樹 徽 | 無 | ◎文武に秀で、生徒を教授した。 | |
| 40 | 9 | 樹 政 | 無 | ◎科挙に応じたが失敗し、「商業」に勤めた。 | |
| 41 | 9 | 樹 榮 | 従九品 | ◎稼穡と貿易に従事し、「輕商務、好戲言」した。 | |
| 42 | 9 | 樹 彦 | 無 | ◎「耕読」を生業とし、「勤儉」に務めた。 | |

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|--|----------------------------------|
| 43 | 9 | 樹 敬 | 九品職 | ◎父胡廷煥を助けて「郷里の公務」に尽力し、「持家□耕」に務めた。 | |
| 44 | 9 | 樹 棠 | 武庠生 | ◎「世乱」のため文を捨てて武を習ったが、科挙に合格せず。「志在四方」で初め砂坪で「種植」を図ったが、継いで「商務」に赴いた。 | ◎娘は劉雁之に嫁いた。 |
| 45 | 9 | 樹 材 | 無 | ◎童試に応じたが、成功せず。 | |
| 46 | 10 | 俊 | 例貢生 | ◎識器・言行に秀で、官紳と接して公義を掌持し、郷里の信頼を得て「紛難多職排解」した。偷窃・会匪が横行すると「官治回復」を厳しくし、20余年間地方を維持した。平南知県張南村は彼を「正紳」として尊重した。 | ◎娘は官村羅田に嫁いた。 |
| 47 | 10 | 聰 | 太学生 | ◎初め風水に傾倒して「耗財甚鉅」したが、後に医学を学んで「遠近感恩」し、諸紳は公事の度に彼と「磋商」した。40歳から商業を始め、官市（即ち官村壩）に寓んで貿易し、初めて銀行を設立した。 | ◎長女は獨木村覃傑卿、次女は週村黃品佳に嫁いた。 |
| 48 | 10 | 瀚 | 僉 生 | ◎学業に優れ、試験場で名を馳せたため、受業の師や挙人、生員は皆「高弟」として尊んだ。 | ◎妻は路三里大彭邨李臻長女。娘は恵政里鳳村張震東に嫁いた。 |
| 49 | 10 | 深 | 無 | ◎読書したが壮年で農業を習い、父の指揮に従った。 | ◎妻は盤石村黃修錦長女。 |
| 50 | 10 | 激 | 無 | ◎読書したが壮年に「異路之財」を求め、失敗して「貧誤終身」となった。 | ◎娘は都媚村區光朝に嫁いた。 |
| 51 | 10 | 濟 | 無 | ◎記載なし | ◎娘は師禮邨黎善文に嫁いた。 |
| 52 | 10 | 浩 | 無 | ◎記載なし | ◎妻は同里儒邨村黃輝山姉。娘は□禾田陳姓に嫁いた。 |
| 53 | 10 | 藻 | 無 | ◎詩書を学び、友に随って童試に応じたが、練習を加えず。農業で成功せず、商界に赴いたが失敗し、不惑の年に至って師長に務め、舌耕を生業とした。 | ◎妻は官桐村譚氏の娘。長女は檀香温乃邦、次女は石馬陳家に嫁いた。 |
| 54 | 10 | 銓 | 無 | ◎労苦を畏れず農業に従事して粮租90余石を「創守」し、私款を惜しまず子孫を「栽培」して読書させた。その子胡靄春、孫胡祥書は桂林法政を卒業した。 | |
| 55 | 10 | 津 | 無 | ◎記載なし | ◎娘は三界村趙家に嫁ぎ、後に盤石村龍家に再び嫁いた。 |
| 56 | 10 | 韜 | 無 | ◎記載なし | ◎娘は垌尾村吳氏に嫁ぎ、後に再婚した。 |

| | | | | | |
|----|----|-----|--------|--|---|
| 57 | 10 | 其 亮 | 成均軍功五品 | ◎読書して県府道試に応じたが及第せず。「出理公務、身通紳宦」のため郷里から堡董に推され、県から学董に任じられて里内の「不平之事」を調停した。 | |
| 58 | 10 | 其 榮 | 廩 生 | ◎24歳で庠生、48歳で補廩となったが、举人に及第せず。「全里賓興」を倡立し、団局を掌握したため「一県之顧問」として縉紳の信頼を集めた。また官市に移って「貿易广大」「受地結廩」と成功し、「集議」により當舖を造って貧戸を濟け、「聯宗建祠」を唱えるなど「一族之長」の地位を固めた。 | |
| 59 | 10 | 其 卓 | 郡庠生 | ◎40歳で庠生となったが、科挙廃止で挫折。民初の「世変」に治安を維持して議員となり、「賓興司理」を歴任して紳民の信頼を集めたが、後に「商務」を習って隠棲した。 | |
| 60 | 10 | 其 美 | 太学生 | ◎「公団義務」に努めた。 | |
| 61 | 10 | 其 俊 | 庠 生 | ◎科挙に応じたが成功せず、遠近から聘かれて「教授生徒」し、医科により郷鄰を濟けた。 | |
| 62 | 11 | 延 年 | 無 | ◎記載なし | ◎長女は都媚村區氏、次女は大同官田羅氏に嫁いだ。 |
| 63 | 11 | 延 昌 | 無 | ◎記載なし | ◎長女は三家村梁氏に嫁いだ。 |
| 64 | 11 | 士 程 | 無 | ◎9歳で入塾し、父の死後は祖母戴氏の撫育により韋瀛仙、吳斗垣、吳道際の3師に従って読書した。成人後は書を棄て農に務め、商業を兼ねたが成功せず、38歳で失業した。その後「舌耕」に転じたが、清末の科挙廃止、学校設立時に新章の研究、資格の臨覽をしなかったため、「假館以棲」となった。 | ◎族譜編纂者本人。妻は儒邏村陳紹祥の娘。性質は梗直で、婦道を謹守して認親を覽ず、戲景を看ず、城市に入らず、間言を好まなかった。 |
| 65 | 11 | 士 達 | 無 | ◎孤寒の中従師訪友したが、貧困のため農業に従事。民国の改良変制により校長職に就任した。 | ◎妻は同里茅村巫運霖の娘。 |
| 66 | 11 | 士 材 | 無 | ◎読書したが、受室後に弟と共に大同里楓木界脚に入って「謀生」のため山藍を10余年間種植した。藍を梧州に運ぶ途中病氣となり、盤石村の舅父の家で没した。 | ◎妻は同里広廊村林世梅の娘。 |
| 67 | 11 | 士 禮 | 無 | ◎読書したが、農工商業を習い「技藝勝人」となった。官市に寓居し、「萬利」行で「謀生」に務めた。 | ◎妻は大嶺邨吳玉珖の娘。 |

| | | | | | |
|----|----|-----|---|--|-----------------|
| 68 | 11 | 士 綱 | 無 | ◎分爨により大同里楓木界脚に入って「貿易種藍」したが、数年後妻を捨て広東に至り「充當軍介」した。以後20余年間音信なし。 | ◎妻呉氏は「因忤逆而出」した。 |
| 69 | 11 | 士 仁 | 無 | ◎読書したが、壮年になって農工屠業を習い、広東で軍界に入った。8年後帰郷し、官市で「商務屠宰」して成功した。 | |
| 70 | 11 | 士 榮 | 無 | ◎記載なし | ◎長女は三界村黄氏に嫁いだ。 |

民国15年『胡氏族譜』より作成（民国14年胡如松本により一部補足）

Ⅲ. 清代中期における軍人移民の没落とその原因

このように地域社会で社会的発言権を獲得した軍人移民であったが、彼らの多くは清代中期以降に没落した。その原因は④明代を通じて行われた軍人移民の官職世襲が廃止される中で科挙合格による政治的地位の獲得に失敗し、⑤県内の有力宗族と共同関係を強化出来ないまま政治的には中間層に止まったこと。⑥人口増加や均分相続、奢侈などにより経済的基盤が掘り崩されたことに求められる。

(1) 平南県における「科名」の集中傾向と軍人移民の人材育成失敗

先ず④のうち「科名」即ち科挙合格による政治的地位の獲得について、県内の大勢を見ておきたい。清代の平南県は道光年間までに8名の進士、86名の挙人を生んだ。うち前出の大安稲花村胡氏から6代胡朝瑞（嘉慶年間進士）、7代胡浚之、胡澄之、胡如春（共に嘉慶、道光年間挙人）が出たのを初め、橋背袁氏（嘉慶、道光年間進士の袁珏、袁銓ほか挙人7名）、大安黎氏（道光年間進士の黎樹楨ほか挙人7名。また黎樹楨の孫黎聯奎は咸豐年間挙人）、大安梁氏（乾隆年間挙人の梁之瑰とその父梁基、弟梁靈贊ら挙人8名。また梁靈贊の子梁熙祚は同治年間挙人）ら特定の宗族に科挙及第者が集中した（光緒『平南県志』巻15、選挙表及び巻20-22、列伝）。また甘文秀（康熙年間挙人）ら6名の挙人を生んだ六陳喬山村甘氏は光緒年間までに84名の生員を出し、李國材（光緒年間進士）と2名の挙人を生んだ丹竹武令村李氏は16名の生員と十数名の官界進出者（又は資格所有者）を、また盧燿（乾隆年間挙人）ら3名が挙人に合格した大坡杏村盧氏も生員23名を各々輩出している（『広西郷試硃卷』甘乃調、李國材、李慶光、盧福元）。「科名」の集中傾向が府試、県試といった地方の生員選抜試験を含め、幅広い裾野を持っていたことがわかる。

これに対し軍人移民の後裔はどうであろうか。官成官村羅氏は5代羅文煥が崇禎年間に驍騎將軍（始祖羅思莊の称号）を世襲し、清初には「郷宦官」（退官して村里に定住した官吏）の地位を与えられた。だが武官職世襲の廃止と秦川郷巡檢司の思旺墟移転により地方防衛への影響力が失われると、6代羅雄、羅俊兄弟が生員となって「科名」獲得に取り組んだ。以後9代羅肯堂、10代羅瓊親子は共に廩貢生となり、11代羅重光、羅懿光兄弟も嘉慶年間に拔貢生に及第した。また7代羅廷組（羅俊長男）、8代羅暲（羅肯堂父）など5名が康熙、乾隆年間武舉人に合格したが、進士や文舉人を輩出することは出来なかった（官成『羅氏族譜』）。次に同和官田村に移住した3代羅萬機の後裔について見ると、5代羅文耀ら4名が生員となったに止まり、武科でも5代羅文杰ら2名が武生員の資格を得たに過ぎなかった（同和『羅氏族譜』）。同じことは胡以眈一族についても当てはまり、8代胡以眈（武庠生）が武科の試験で「尾場の大弓で誤」って落第したのを初め、試験場で名を馳せた[48]の10代胡瀚（生員）、弱冠にして生員となり将来を嘱望された[58]の10代胡其榮など多くが科挙を受験したが全て失敗している（官成『胡氏族譜』）。

こうした科挙合格による政治的地位獲得の不成功は、別稿で検討した桂平県江口地区の新興宗族においても見られた傾向である。その第一の原因は後述の如く彼らの宗族組織が未整備で、書館建設や読書人への奨学金など人材育成に必要な装置を充実できなかったことにあった[菊池 1994a]。また忘れてならないのが受験生増に伴う合格難であった。光緒『平南県志』巻24、雑誌には「粵西で受験する文童は大きな州県でも二千人に過ぎない。平南は中区で……、県学が合格させる定員は十二名だったが、受験する童生はつねに千一、二百人いた。院試の度に〔潯州〕府学に及第出来る者は皆八、九名だった。道光初年に池学使が〔潯州府学の〕歳科兩試に十一、二名ずつ合格させ、三十年（1850）にも孫学使が科試で十一名を合格させた」とあり、同治初年に文武生員の定員数が4名ずつ増額されるまで平南県での生員資格の獲得は比較的困難であったと述べている。この傾向に拍車をかけたのが潯州府内における桂平県北岸三里など文化的先進地域の台頭や、省都桂林における湖南省「寄籍」生員（合法的な越境入学者）の舉人資格獲得で、「平南における科名仕宦の盛んさは明季が最高であった。国朝に入り乾〔隆〕、嘉〔慶〕の間も甲科が相い望んだが、仕途貴達は転じて他邑に及ばなくなった」（光緒『平南県志』巻24、雑誌）とあるように、平南県など明代に「科名」が盛んだった地区では人材輩出の頭打ち現象が生まれた。

また科挙をめぐる競争の激化は軍人移民の後裔に大きな影響を与えた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第10輯、726頁所収の夢麟奏（乾隆20年2月15日）によると、明代に「軍

籍で応試する人」のために学校が設けられた江蘇省金山衛では、衛所の廃止に伴って松江府各県や浙江省からの「重考冒籍」即ち二重受験や非合法的越境入学が始まった。乾隆年間には金山衛学を受験した童生千四、五百人が「他處の人」によって占められたという。広西では弘治年間に武官子弟の「読誦経書」のため置かれた桂林武学が廃れた後は、軍人移民に対する特別な措置は講ぜられなかった（万曆『広西通志』巻12, 学校志, 武学）。清代各県に設けられた武生員も武科を軽んじる社会的風潮のため厳しいチェックがなされず、「弓矢を持たず、筆墨に事えず。ゆえに武童で初め入学した時は弓馬に観るべきものがあり、作論も通順な者がいない訳ではないが、久しくすると漸く荒れて人品も下達し……, 勵志上進が出来る者は十の二, 三」（許道基奏, 乾隆19年7月20日, 『宮中檔乾隆朝奏摺』第9輯, 203頁）といわれたように、多くの場合武科を受験した彼らは競争に勝ち残るだけの実力を養い得なかったと見られる。少なくともこれと生員資格を独占した有力宗族, 例えば大安梁之魂が「族の子弟でよく学ぶ者には, 自ら師を招いて書を買ひ, 入学や郷, 会試には共に厚くこれを援助」（光緒『平南県志』巻21, 列伝二）するなど同族内部の潜在的な能力を存分に引き出したのと比べた時に、両者の優劣は明らかであった。つまりこの地区における科挙合格者の集中傾向と競争の激化は、軍人移民の科挙受験による政治的発言権の伸長を阻んだのである。

（2）平南県における「客籍」エリート集団の形成と軍人移民

次に④について検討したい。「科名」を独占した有力宗族は大安梁朝暉（生員）兄弟が「金を囊んで〔広〕東省の原籍に返し、宗祠を建てた」（光緒『平南県志』巻21, 列伝二）とあるように「客籍」としてのアイデンティティを維持した。また彼らは相互に通婚や師弟, 交遊関係, 公共事業における協力関係を結んで「客籍」エリート集団を形成した。例えば武令村李慶光（光緒年間挙人）の母胡氏は稲花村胡朝瑞の孫娘であり、彼と李國材, 杏村盧福元（光緒年間挙人）は共に橋背村袁銓を「業師」として仰いだ¹⁵⁾。また喬山村甘舊徳（生員）の『甘氏族譜』編纂には大安梁之魂が序文を執筆し、梁之魂『壽萱樓文稿』の刊行時には稲花村胡如春が序文を送るなどの交遊関係が築かれた（光緒『平南県志』巻13, 藝文畧）。さらに梁之魂は嘉慶年間に大安

15) 『広西郷試硃卷』李慶光, 李國材, 盧福元。また道光『平南県志』巻17, 列女伝によると大安梁基（梁之魂父, 乾隆年間挙人）の母黎氏は歳貢生黎達鎮の娘で、梁基の姉は陸順に嫁いで歳貢陸章, 陸荘の母となった。また稲花村胡朝璜（諸生, 進士胡朝瑞の弟）の妻粟氏は訓導粟濟周の娘で、胡朝瑞の2人の姉は諸生彭廷柱, 甘元鼎に嫁いだ。廩生袁琅も劉運亨（乾隆年間進士）の娘を妻に娶っている。

黎建和と平南県考棚（科挙の試験場）の拡張工事を主唱し、道光年間には大安黎士華（嘉慶年間挙人）と道光『平南県志』の編纂を担当した¹⁶。また甘舊徳は杏村盧燿，橋背袁昭敬（嘉慶年間挙人）らと嘉慶年間に「太平，會一，會二里の人士」（光緒『平南県志』巻9，建置畧）を集めて六陳墟に薪樵文社を建設するなど，公共事業を通じて「客籍」エリート集団の結束を強化した。

これに対し官成官村羅氏は6代羅雄，羅俊が武令村李天佩，南河羅明村黎昭（大安黎氏の族人と見られる）の娘を妻に娶り，10代羅瑁は城廂烏江街梁氏，9代羅宗仁（恩授營千総），10代羅瑑，11代羅重光も安懷谷塘村盧文徳，盧文光らと婚姻関係を結んだ。だが官成『羅氏族譜』を見る限り，彼らの主たる通婚対象は桂平県峒心王拳村謝氏（武拳人8代羅曙の娘を嫁がせるなど5例），金田王謨村劉氏（8代羅璟の妻など2例），金田莫村傅氏（10代羅瓊の娘など2例），麻垌南喬村黃氏（10代羅瓊の妻など2例），藤県白馬村何氏，武宣鼎台村陳氏（共に1例）ら県外の有力宗族が多かった【菊池 1992b】。また平南県内のそれは官成遙望村，安懷木棉村，都興村に分布した韋氏（武科の科挙及第者が多い。桂平県金田村に移住した太平天国北王韋昌輝の同族）の12例を筆頭に，思旺周村袁氏（5例），安懷旺官村麥氏（5例），同和陳垌村劉氏（6代羅俊の長女，8代羅曙の妻など3例），官成楊氏（7代羅廷紙が武拳人楊四知の娘を妻とするなど2例），官成竹児根呂氏（10代羅崧が武拳人呂国顕の妹を妻とするなど2例）など武科で成功を取めた新興宗族が多く，官成平田村林氏（太平天国章王林紹璋一族）が3例，胡以眈一族との通婚も5例あった。一方胡以眈一族の通婚対象は官成高田村戴氏，同和官田村羅氏（官村羅氏の同族），垌尾村吳氏（太平天国軍師吳族一族）が目立つ程度で，「科名」のない中小宗族が多かった（官成『胡氏族譜』）。軍人移民の後裔が大安梁氏，黎氏らを中心とする平南県内の「客籍」エリートと密接な関係を持てなかったことが確認出来る。

次に各宗族の県レベルでの政治的発言権を測る指標となる，全県的な各種公共事業への参加状況について見てみたい。乾隆『平南県志』巻末の「捐刻志書紳士姓名」によれば，官村羅氏は知県李仲良と挙人玉星燭（新寧州人）の県志編纂にあたり6代羅

16) 張泰文「平邑考棚記」（道光『平南県志』巻22，藝文四）。光緒『平南県志』巻21，列伝二。大安黎士華は黎建三（黎建和と同輩である点に注意）の孫で，曾祖父黎庶法から4代続けて挙人に及第した。この黎氏は高曾祖父黎兆衍（生員）らが雍正年間に修築した学宮を道光年間に拡張するなど，代々「客籍」エリート集団の中心的存在として活躍した。また光緒年間に大安尖嶺村の列聖宮が重修されると，梁之瑰の子孫梁汝霖が「創始原委尊王父中書公（梁之瑰を指す）実為之序」との理由で碑文の執筆を依頼された。無論科挙制度を基礎に置く「客籍」エリートは世襲されず，太平天国のような大きな社会変動があるとそのメンバーも変わるが，安定した社会においては一定の継続性と閉鎖性を持つものであったと考えられる（以上光緒『平南県志』巻15，選挙表。同書巻9及び巻10，建置畧）。

雄（紳士姓名第1名）、羅俊（同2名）、7代羅廷紘（同15名）、羅廷拔（同29名）、羅廷維（同69名）、8代羅曙（同26名）、羅暲（同16名）が参加し、最高額である銀4両から1両の寄付を行った。また11代羅懿光は廖在雲、黄樞中、魏浩川と烏江街玉麟文社を建設しており、平南県城での共同事業に参画することで「客籍」エリートへの影響力を拡大しようと図ったことがわかる。だがこれ以降官村羅氏の活動は途絶え、3代羅萬選の子孫が住んだ烏江街羅氏宅跡地を活用した関帝廟の数回にわたる修築工事でも中心的な役割を果たすことが出来なかった（光緒『平南県志』巻9-10、建置畧）。また「捐刻志書紳士姓名」第4名に名を連ねた官成楊氏の武拳人楊四維は乾隆年間に養濟院の建設を主唱したが、「一人の力には限りがある。願わくは有力な者を待って共に事に与からん」¹⁷⁾と述べたように有力宗族の協力を得られず、富豪許彬（生員）の援助を受けるまで着工を延期せざるを得なかった。さらに胡以眺一族について見ると、県志を見る限り県内の公共事業で重要な役割を果たしたことを示す記録は見当たらない。つまり軍人移民の後裔は「客籍」エリート集団に参入して安定した政治的地位を確立することが出来ず、一時的に成功することはあっても、それを長期にわたり維持し得なかったのである。

（3）人口増加、均分相続をめぐる族内対立と奢侈行為

最後に㉔について検討したい。入植当初の軍人移民は豊かな経済的基盤に支えられ、開墾事業の労働力となる子孫の繁栄に努めた。官村羅氏は10代羅瓊が3人の妻と妾から男女11名の子を儲け、9代羅時（乾隆年間武拳人）は3人の正、側室に男女10名の子を生ませた（官成『羅氏族譜』）。官成胡氏も4代胡斌が4人の妻から9名の男子を生み、百妙村に移住した6代胡啓運に繋がる男子子孫は10代目で46名、11代目で74名に上った（官成『胡氏族譜』）。この急速な人口増加は平南県全体に共通するもので、乾隆年間中頃に8万4千余りだった県内人口は道光年間に16万を超え、民国年間には39万を数えた。また人口密度も1平方キロ当たり137名と広西全域で7番目の高い数字となり、うち官成は162名と城廂や大安、丹竹などに次ぐ県内有数の人口密集地帯となった（道光『平南県志』巻10、民賦志。民国『平南県鑑』人口、総人口及び人口密度）。

だが平南県の耕地面積は乾隆年間に知県李忠良が「墾荒を勸」めて41万8千余畝と明代の水準を超えたのを境に頭打ちとなり、人口が倍増した道光年間でも全县の耕地

17) 乾隆『平南県志』巻末、「捐刻志書紳士姓名」。光緒『平南県志』巻9、建置畧。また楊四維は知県李仲良による武城書院修築にも関係している（同書巻9）。

面積は50万畝前後に止まった（光緒『平南県志』巻19、宦績録及び巻11、経政畧）。この人口と耕地面積のアンバランスは清代西南中国に普遍的な現象で、雍正年間の苗族反乱鎮圧後に設けられた貴州省古州新疆「屯軍」（軍人移民）について、『宮中檔乾隆朝奏摺』第5輯、354頁所収の開泰奏（乾隆18年5月15日）は「初めは毎軍一戸に上田六畝，或は中田八畝，下田十畝を分授し……，毎年の出穀は一家の食に足りた。だが今や日が漸く久しく，人口も漸く多くなり，その中で家族のやや多い者は，すでに食糧不足の虞れを持たない者はない」と述べ，人口増加が耕地不足と貧困の危機をもたらしたと指摘している。同じ傾向は胡以晄一族にも現れ，官成『胡氏族譜』によると[25]の9代胡樹佃，[29]の胡樹業，[36]の胡樹藝，[38]の胡樹葵，[54]の10代胡銓が「創造」した耕地は7代胡琛らに比べ遙かに少ない数十畝から100畝規模に止まった。また[13]の7代胡瑄は「耕読」によって得た粮租280余石の耕地を7子に38石ずつ分けたといい，人口の増加に対して耕地が拡大せず，均分相続によって財産が細分化されたことが伺える。

次に彼らの没落を準備したものは，財産相続をめぐる競争と族内対立であった。『胡氏族譜』は7代胡瑄の他に[8]の5代胡翹祖，[10]の6代胡啓運，[11]の7代胡玠，[29]の9代胡樹業について均分相続に関する記事を載せている。問題はこうした記載を残した意味で，藤県大黎『江氏支譜』所収の「溥球公遺囑」は遺産相続時に兄弟間の「争論異言」を回避すべく，政治的地位の獲得や婚姻費用を含めた詳細な取り決めを明文化した。胡氏の人々が族譜に遺産額を明記したのも「盛強に恃んで独占したり，争いを起こして分け直す」ことを防ぐ目的があったと考えられる。この族内対立の防止は軍人移民を含む中流宗族が社会的上昇を図る上で重要な課題であったが，現実には大きな困難が伴った。例えば胡以晄は兄胡以昭（監生），弟胡以暘（国学生）と対立して「道光十九年（1839）に大同里山人村に遷」った。以後彼は羅文村の族人と交際せず，太平天国の蜂起時も弟胡以暘は団練を結成して清朝側についた¹⁸⁾。また国安雷廟村陳宗揚（原籍広東英徳県，のち太平天国丞相）は花良村団長だった族人陳宗淮と対立し，大鵬羅掩村のチワン族団長覃展成（監生）は拝上帝会員の弟覃展虎，覃展琼によって殺害された[鍾 1992: 106, 116-134]。

このように蜂起にあたり同族内部の対立関係が表面化したのは平南県拝上帝会の大きな特徴で，その原因はこの地における移民入植の歴史が桂平県紫荆山，貴県龍山な

18) 官成『胡氏族譜』民国14年（1925）胡如松本。同族譜は胡土程本と記載内容に若干の違いがある。また鍾文典氏によると兄弟間の意見対立により山人村へ移った胡以晄は，十年間で一度「掃墓」のため羅文村に戻っただけで，族人が彼を訪ねても態度は大変冷淡であったという[鍾 1984: 289]。

ど拜上帝会の主要活動地域に比べて長く、また軍人移民の後裔の間で増加した族人を統率し、紛争を調停するだけの強力な宗族組織が整備されていなかったことにあった。例えば官成『胡氏族譜』は [58] の10代胡其榮が「宗を聯ねて祠を建てて」ことを唱え、「集議して質屋を造り、もって貧戸を助けた」との記載があるのみで、祭田など共有財産に関する記録がない。これに対し藤縣太平大樓村黃氏（原籍広東東安県）は康熙年間に租穀3400斤の祭田（後に太平墟店舗の租銀40余両などを追加）を設け、雍正年間に8代黃爾平（來賓県教諭）、9代黃必章（乾隆年間明通進士）が大樓村に宗祠を建てた。以後大樓黃氏宗祠は民国年間までに4回重修され、同和木寨村に移住した黃聖倫の子孫も光緒年間に木寨淑宗公祠を建設した。無論彼らの宗祠建設は嘉慶年間に第2次重修を計画した黃制萬らが資金調達のため「その配享に与かる者は〔寄付金〕一十四両を基準とする」（同和『黃氏族譜』）と取り決めたように、有力な分節や成員のみを対象として進められがちであった。だが宗祠と祀田を設けた大安梁之瑰が「残りは族中の貧乏な者の婚姻や喪葬の資」（光緒『平南県志』巻21、列伝二）としたように、これらの装置が一定の相互扶助機能を果たしたことは疑えない。

また同治年間に藤縣和平の族人と宗祠を建設した同和溷邏村李氏（原籍広東南海県）は民国年間に『李氏族譜』を編纂し、同和陳垌村、利例村など各地に分散居住した分節成員と字輩を統一するなど族内統合を進めた¹⁹⁾。これに対し官成官村羅氏と同和官田村羅氏は共同で族譜を編纂出来ず、武林埠に宗祠を持つ城廂張氏のように「族譜を刊行して諸宗人に頒け、本原を識らせる」²⁰⁾ ことすら出来なかった。また官成胡氏の字輩は第8代以降各分節ごとに決められるようになり、「一族の長」とされた [21] の8代胡廷煥（国学生）や10代胡其榮が「困難や紛糾を調停し解決」する能力も決して大きくなかったと考えられる（官成『胡氏族譜』）。つまり彼らは族内統合に必要な各種装置を整備することが出来ず、元々競争関係を胎んだ分節、成員間の対立が表面化した時にこれを解決する術を持ち合わせていなかったのである。

こうした弱点を抱えた軍人移民の後裔にとって、族内対立と共に没落の直接の契機となったのが奢侈行為であった。胡以旻の父胡琛が地域社会における威信を獲得すべく、壮麗な住宅を建設したことはすでに述べたが、彼の死後も子供の誕生を祝う「満月酒」などに出費を重ね、多くの耕地を売却した。また [47] の10代胡聰（太学生）は風水に傾倒して「財を浪費すること甚だ巨」（官成『胡氏族譜』）であったといい、

19) 同和『李氏族譜』。また山間部に入植した彼らが巨大な同族村落を形成出来ず、分散居住のため族内統合が難しかった点については菊池 [1992a] を参照のこと。

20) 光緒『平南県志』巻22、列伝三。また『羅氏族譜』は手抄本で、有力宗族の族譜のように印刷、刊行された形跡はない。

彼らが主観的には一族の繁栄を願いながら、結果としてその経済的基盤を掘り崩してしまっただけで済んだことがわかる。さらに顕著な例は官成官村羅氏で、伝説によると9代羅成修は乾隆44年(1779)の武拳人及第時に平南県、桂林の名士を招き、酒宴、観劇を48日間行って約800畝の財産を蕩尽した。この結果羅成修は没落し、後に鶏肉を盗んで「盗鶏五老爺」と渾名されたという。なおこの800畝の土地は初め思旺上宋村范氏(所有地約5頃。乾隆年間に5座の硬山頂式住居を建てた)に売られたが、やがて范氏も没落し、再び売却されて安懐谷塘村盧氏的手中に帰した(官成『羅氏族譜』及び90年官成鎮調査記録)。彼らの浮沈の激しさを示す逸話といえよう。

Ⅳ. 太平天国期における中流宗族の「搵食」とその特質

こうして「中等の人」即ち「客籍」エリートとの関係を強化出来ず、政治的脆弱さを残した第二集団として不安定な地位に甘んじた軍人移民の後裔は、「搵食」と呼ばれる高い流動性を胎んだ雑多な生業形態により現状を維持し、没落の運命を回避しようとした。

(1) 「搵食」に現れる兼業形態と流動性

ここでは先ず「搵食」の具体的内容から、その第一の特徴である「種々の異なる業務を兼営」する雑多な生業形態について胡以眈一族を例に検討したい。[表1]が示すように科挙受験に失敗した胡氏の人々は多くが他の職業へ転身したが、塾教師や医師など田野の読書人として生涯を終えた者が[18][24][35][39][53][61][64]、農業に従事した者が[16][49][65][66]、商業を営んだ者が[40][44][47][59][67][69]となっている。うち数回にわたり転業を試みた者が多く、「志が四方にあった」という[44]の9代胡樹棠(武庠生)は「種植」と「商務」に務め、風水と医学を学んだ[47]の10代胡聰は40歳から商業に転出し、銀行を設立した。また成功を収められないまま諸事業を転々とした者が多いのも特徴で、[53]の10代胡藻、[64]の11代胡土程は共に農業と商業で失敗し、「舌耕」即ち塾教師に落ち着いた。

この多様な事業経営は科挙受験の経験を持たない族人にも共通するもので、[32]の9代胡樹華は「工藝をもって業とし、耕読を並び兼ねた」といい、[41]の胡樹榮(従九品)も「農業を善くし、貿易を重んじた」(官成『胡氏族譜』)という。さらに平南県城廂木盆村、官成横嶺村の廖氏『伝家宝書』を見ると、始祖廖雲登(原籍広東興寧県)は清代中期に広東羅定州から「医卜を業」として平南県に至った。桂平県江口鯉

魚尾村に定着した2代廖徳全の孫廖沛然は「耕種」と「牛販」を兼営し、その子5代廖開文も「種田の経営に術があり、また些かの養豚、養鶏、干し肉作りを兼ねた」とある。「搵食」の特徴である各種事業の兼営が広く行われていたことがわかる。

次に事業内容の変化とそれに伴う流動性の拡大について見よう。官成『胡氏族譜』によると初め彼らは占有した広大な耕地に支えられ、[8]の5代胡翹祖が「耕をもって栄業」としたように多くが農業に従事した。だが[19]の8代胡廷煌が商業で「私財を蓄積することを暁」ってからは[33]の9代胡樹荘、[36]の胡樹藝など商業を営む者が増え、生員身分を持つ[58]の10代胡其榮、[59]の胡其卓（共に胡樹棠の子）も「貿易すること广大」となった。この胡以旼一族の商業活動への傾斜は清代の広西における商品経済の発達を前提とするもので、梁翰薫『増建列聖宮碑記』によると乾隆年間の大安墟は「四方の客商が雲集し、壮なること一大都会」[饒・陳 1989: 441]といわれた。また道光9年（1829）の大鵬花王村『金龍宮神鐘銘』には「粵東広[州]府南[海]邑の木客梁升記が首唱し、李書能、頼昌輝（太平天国恋王頼昌永の兄弟）、王廷揮、張錦聯、張達光、張紹賢が人々と共に、山を売買した銀で神鐘一座[の製作を]命じた」とあり、木材を扱う広東商人が鵬化山区にまで進出していたことがわかる²¹⁾。一方生員や読書人の商業活動は乾隆年間の雲南でも見られる現象で、『官中檔乾隆朝奏摺』第12輯、318頁にある葛峻起の上奏（乾隆20年8月16日）は次のように述べている。

雲南省は辺境の僻地にあり、土風は樸陋である。その戸を閉じて潜かに学問を修める者はもとより人に乏しくないが、荒廃して游惰な者もまた少なくない。これに加えて貧しい田舎は多くが半耕半読で、他方に貿易するのでなければ別郡に潜游する。かつその地は銅、鉄、錫、鉛の鉱山が多く、烏合の衆が混入しやすい。一種の卑鄙な連中は平日すでに上進の志がなく、その中に紛れ込んで営私射利する。甚だしい場合は夷地に潜入して訴訟を引き受けたり、代わって主謀となる。往々にして愚民を煽惑し、地方に害をもたらしている。

ここでは一部の生員が「貿易」や「営私射利」即ち自身の利益のためには手段を選ばぬ行動に走り、訴訟を引き受けて「愚民を煽惑」したと非難されている。うち注目すべきは「上進の志がなく」「荒廃して游惰」即ち科挙試験に挫折した者が「別郡」「夷地」への移動を行った点である。官成胡氏も[47]の10代胡聰が十数年間「官市[官

21) また同和では大旺墟に集められた米穀が小舟に積まれて濠江經由で広東に運ばれた（光緒『平南県志』巻3、輿地畧、大同江）。

村糊を指す]に寓して貿易」したのを初め, [58]の胡其榮, 胡其蓁(太学生)は経営拡大のため「官市に遷居」「官村州□廠に移居」した。さらに [68]の11代胡士綱は弟胡士仁と「粵東に行つて往つて軍界に入り, 今に至るまで二十余年間も音信がない」といわれた。同じ傾向は「読書」経験を持たない胡氏の族人にも見られ, 7代胡英4兄弟は平南県内の文頭村に移り, 9代胡樹宗親子, 11代胡榮春兄弟もそれぞれ富叨塢, 東懐村に移住した。また10代胡彩ら4兄弟は「猺山に遷居」し, 10代胡楚や9代胡樹展の次男胡某は「大遊外国」「外洋に出でて数十年」とあるように出国して華僑となった。

この出稼ぎや再移住を含む頻繁な移動は「搵食」の第二の特徴で, 職業的身分が固定しなかった中国社会の特質に支えられつつ, 有利な事業を模索した彼らの社会的流動性の大きさを空間的に投影したものと考えられる。また生員や読書人の転業については「官に昇つて財をなす」即ち科挙合格による垂直的な上昇に失敗し, 商業などへの水平的な職業間の移動によって社会的成功を目論んだ結果と評価出来よう。なお廖氏『伝家宝書』によると桂平県江口の五代廖開文は「広州, 香港へ走」り, 廖世和は柳州府柳江県新墟で「生計を謀」るため功夫, 拳脚, 棍棒, 刀矛等の武術を教えた。官成胡氏の10代胡四叔がベトナム国境の南寧府龍州へ移住したのも商業が目的であったと考えられ(官成『胡氏族譜』), 商業やいわゆる「江湖武術」が比較的長距離の移動を伴う職業であったことが伺われる。

この他に移動性の大きな職業の一つとして, 山内で藍や山桂の栽培, 炭焼などに従事する「種山」業があった。官成『胡氏族譜』によると [66]の11代胡士材は弟胡士綱と藍の栽培のために馬練楓木界脚へ移住した。また広東信宜県「新岡」燕古村の凌十八(信宜県拜上帝会の首領)兄弟も「平南大同, 鵬化二里は所在多産」といわれた藍栽培のため平南県へ移住している²²⁾。この「種山」業の一つである山桂の栽培について, 民国『桂平県志』巻19, 物産下は「紫荆山は数十年前, 桂を産すること最も良く, 潯[州]に客遊する者は争つて紫荆桂を買つた。今では残り僅かとなって植える者も少なくなったが, 平南猺山の桂が盛ん」と述べている。ここからは略奪的な採取によって山桂生産が安定せず, 「種山」業者に桂平県紫荆山から平南県猺山への移動を促したことが伺われる。

22) 光緒『潯州府志』巻7, 物産上。「抄呈信宜懷郷司巡檢陳榮親呈凌十八始末緣由各件」[佐佐木 1967: 183]。また信宜錢排『凌氏族譜流水譜』によれば, 凌十八の父凌玉超は「墾荒種藍」したという。

(2) 「搵食」に見る危機回避志向と中流宗族

それでは彼らが上記の如く流動性を帯びた雑多な生業に従事した理由は何であろうか。無論官成胡氏の場合全ての成員が同じ傾向を示した訳ではなく、官成『胡氏族譜』によると [25] の9代胡樹儻は「農業を重んじて工商を軽視」し、[17] の8代胡廷楷も「耕読をもって業となし、また安分の良い模〔範〕」となった。ここに現れた「重農軽商」思想や「安分」の観念は歴代王朝が繰り返した体制イデオロギーで、『広諭聖訓』の口語解説や宗族内部で作成された家訓によって宣伝され、藤県大黎新旺村の李秀成(太平天国忠王)が供述書の中で「分を守って貧に安んじた」[羅 1982: 119]と述べたように社会の各階層に浸透した。また広東汕頭の非華僑地域を調査した陳達はこの地区から出国する者が少ない原因として「此處の人民はただ懶惰でさえなくて、耕作や副業をなすことを嫌いさえしなければ、皆食うことには困らぬので、何で海外に向かう必要がある」[陳 1939: 79]という証言を引用したが、これも海外渡航を含む流動人口の増加を抑制した政府の立場や、現状維持を第一義に考えた当時の社会通念を良く示している。

これに対して「搵食」による頻繁な転業や移動は一定の投機的要素と失敗の危険を含んでいた。官成『胡氏族譜』によれば [50] の10代胡激は「異路の財」を求め、失敗して「貧して誤ること終身」となった。また [66] の11代胡士材らが手がけた「種山」業について、光緒『平南県志』巻4、輿地畧には「太平、三会の民は多く山に住み、草を刈り山を耕して業としている。近く山桂を植える者は税が高いのに価格が安く、毎年草取りをして饑寒を免れようと願うが、それも叶わず子供を売ってしまう者がいる」とあり、山桂生産の利益が市場の動向などによって左右され、これに従事する「種山」業者の生活が不安定になり易かったことを伝えている。さらに官成『胡氏族譜』によると [69] の11代胡士仁は「農工屠業」に従事し、8年間の軍中生活を終えて帰郷すると「官市に寓して商に帰し、屠業に務めて成功」した。ここで注目すべきは彼の従事した屠殺業が中国社会で賤業とされていた点である。その家訓に「作工商」の一節を設けて商工業の重要性を訴え、科挙受験奨励や農業振興に偏った国家政策を批判した梧州府蒙山県『西馬陸氏族譜』はこの賤業について次のように述べている。

舞台役者、占い師は工であり、籠担ぎ、吹手、床屋、妓楼の女将もまた工である。それらは生計を謀ることが出来るが、荒誕で世を感わし、卑汚にして下流である。願わくはわ

が子孫達は、これに従事して楽しみとすることなかれ。

また平楽府富川県『毛姓祠堂族規』には「族人が俳優、隸卒及び各種の下流な事業をなすことを許さない。違う者は宗孫、族長が連れて祖宗の前で厳責し、然る後駆逐、出族して、前人を辱めることを免れん」とあり、桂林府全州梅潭蔣氏、梧州府賀県龍氏の祠規も「入祠を許さず」「罰銀五十両。再犯は出族」（民国『广西通志稿』巻17、社会編、民族三、家族制度）など取り決めて族人が賤業に従事することを禁じた。この他に胡士材らが手がけた「種山」業も、紫荆鵬隘山の楊秀清（太平天国東王）が「焼炭佬」（炭焼野郎の意）と罵られたように決して見栄えのする職種ではなかった[広西省太平天国文史調査団 1956: 39]。青年時代に科挙合格を目指した彼らがこうした職業を選択することは、「愚かな民の甘んじる所ではない」（民国『桂平県志』巻29、紀政、食貨中、農業）の言葉通りかなりの心理的抵抗があった筈であるが、官成『胡氏族譜』はただ「謀生のため山藍を種植した」と記すのみである。

こうして見ると彼らが「搵食」のため危険を冒し、幾許かの「面子」を捨ててまで各種事業を試みた背景には、「搵食」が元来その語感の中に持つ「麻麻咗」[饒1981: 143]、即ち中流宗族として現状を維持することに対する強い危機意識が存在したと考えられる。その好例は[17]の8代胡廷楷で「儉に勤めて家を成したが、子孫が多く……、永く享することが出来ずに自ら積んだ私財を失った」とあるように、男女八子の養育のため父胡珖から相続した粮租50余石の財産を食い潰した。また障害のために読書を諦めた[16]の胡廷槐（胡廷楷兄）の子孫は、10代胡就興、胡傑兄兄弟が「終身娶らず」「五十にして未だ受室せず、専ら水上の商客に務めた」と記されたように、多くが結婚出来ない程の貧困の中で蛋家（水上生活者）となって生計の道を求めざるを得なかった²³⁾。さらに官成『胡氏族譜』の編纂者である[64]の11代胡士程に関する記事には次のようにある。

成人後に書物を棄てて農業に務め、商業を兼ねたが、二十余年間とうとう意を遂げず、老いても拙にして創守に無能であった。ただ忠厚を知り、子供に伝えて借金を返した。壬午（光緒八年、1882）に三十八〔歳〕で失業すると私は塾教師となり、子は力仕事に従事したが、いつも艱辛を盡すこと枚挙に堪えなかった。わが祖派を同じくする六人は冠郷〔胡士材を指す〕が早逝し、私が年長であったが、また如何とも為し難かった。清季に科挙を廃して学校を興すことになったが、新章を研究して資格を臨覽することをしなかったため、

23) この地区の蛋家に陸上居民の出身者が多かった点については菊池 [1992a] を参照のこと。

私は常に学校に仮住まいした。

ここで胡士程は清末の科挙廃止と学校設立に代表される新たな情勢に対応出来ず、「失業」と「艱辛」を繰り返した自身の生涯を「創守に無能」と総括している。その他に「耕種を純督」した [20] の 8 代胡廷煥は「[知っている] 字が少なく」「毎事に小心であった」と記された。また「農業を習い、父の指揮に従いながら42歳で急死した [49] の 10代胡深も「[運] 命の然らしむる所に非ざるはなし」と評されており、各種事業の可能性に敏感に反応出来ず、じり貧の運命を辿った族人に対して厳しい評価が下されているのがわかる。

これに対して [19] の 8 代胡廷煌は「百妙村に生まれ、父に随って化育村に遷居し、[独立すると] 化育から琮花へ分かれた」とあるように転居を繰り返したが、商業で父の胡瑄を助け、家屋を建設した功績によって「頗る守創の人」と称えられた。また商業で成功した [36] の 9 代胡樹藝は「弱から転じて強となった」と賞賛され、彼の 3 男胡奎についても「裸一貫から創造し、現創の粮租は百余石」と高く評価された。さらに民国『桂平県志』巻29、紀政、食貨中、農業には次のように記されている。

山間部は佃戸が多く田は少なく、供給は需要に及ばない。耕作を謀ることが急切なために、小作料は必ず重い……。舟舶の通じない地にあるため、農業の外に謀生の路は少ない。その上等な者は他方に遠出し、店に居して匠となる。

ここからは人口増加と耕地不足による競争の激化という状況下において、「遠出」や「匠」則ち積極的な移動や各種事業への進出こそが没落の危機を免れる最良の手段であったことが伺われる。また当時広西の地方官も「逃匪」の混入に対する取締りが問題となった慶遠府南丹土州などの鉞山について、「無業の窮民は共に鉞山に赴かせ、仕事を持って覓食〔搵食〕させるべきで、その生計を阻むことは出来ない」（范時綬奏、乾隆18年11月12日、『宮中檔乾隆朝奏摺』第6輯、719頁）という議論を展開しており、農本主義的な体制イデオロギーと相反する社会の流動性の高まりをある程度容認せざるを得なかった。

この結果太平天国前後の広西では、「搵食」により危機を回避し、成功のチャンス拡大する努力が普遍的に行われた。廖氏『伝家宝書』によると 4 代廖木桂は「大いに耕種し、大いに猪を養って年終市に応じ、家道は興隆して 4 座（毎座 3 進）の青磚瓦頂樓房を建てた。また 4 代廖運然は「外出して生活の出路を謀求し、南寧、柳州

を奔走」したほか、5代廖開源は「外出して従軍」し、広東で連長職に就任した。無論彼らの活動は3代廖成達とその養子廖雨新が柳州府柳城県への移住に成功せず、「平南に戻った後は他人の田地を小作して耕種」したとあるように失敗の危険を伴うものであったが、彼らは「安分」を説く体制イデオロギーに従って没落の運命を受け入れるよりは、「温食」による新たな可能性の探求に賭けたのである。

V. 中流宗族のリーダーシップと「客籍」エリート、国家

本節では中流宗族が地域社会におけるリーダーシップ維持のために行った活動を検討し、それと「客籍」エリートを生んだ有力宗族の活動との方向性の違いを検討する。また中流宗族の活動に対する国家の弾圧を取り上げ、彼らが政治、宗教的反乱と接点を持つに至った理由を考えたい。

(1) 中流宗族のリーダーシップ維持の努力と有力宗族

すでに第二節で見たように、官成胡氏の人々は科挙合格による政治的発言権の拡大に失敗し、有力宗族との共同関係を強化出来ないまま没落傾向に陥った。だが彼らは7代胡琛らが確立した社会的威信を維持し、それを「父の標準より以上のものたらしめようと企てる」ための情熱は失わなかった。例えば[6]の8代胡以暘（胡琛3男）は「糧食が足り軍械を備」えた「財紳」として[14]の胡廷模（団総）、[21]の胡廷煥（軍功六品）と共に団練を結成し、「威[豊]、同[治]の戦乱でも匪賊は噂を聞いて恐れおののき、地方はみな藉りて維持した」とあるように太平天国期における郷内の治安維持に努めた。また[26]の9代胡樹侃（胡廷模6男）と[46]の10代胡俊（胡廷模孫）も20数年間にわたり「団練を作って変を禦ぎ」、「地方に言い争いがあれば必ず[胡俊]公の発言に頼って判断を立てた」といわれたように地域社会で指導力を発揮した（官成『胡氏族譜』）。

この動乱期における積極的な団練結成は桂平県江口の新興宗族でも見られた現象であった[菊池 1994a]。平南県では天地会の大成国軍による県城占領後に清朝衙門を居住地谷塘村に迎えた安懷盧守珍（盧文徳子、軍功四品）が、川四里保善団局の団総で拳人李慶光の父である丹竹武令村李誕祥と団練「総局」を立てて「先頭に立って経費を寄付」した（光緒『平南県志』巻22、列伝三及び巻18、団防録）。また大鵬石門村の李炳章（原籍広東嘉応州、武庠生より加捐千総）、国安田貴村翁振三（監生）ら中流宗族の成員も団練を結成し、「[子の翁]朝夢、朝球。道光三十年（1850）に洪逆

の乱で殉難²⁴⁾とあるように、太平天国軍との戦闘で犠牲者を出しながらも一族の発展を準備した。官成胡氏の場合その成果は上記諸宗族のように華々しくはなかったが、「団練の出撃で戦死し、本郷の大廟に入祀」した8代胡廷猷、10代胡烈、11代胡福春らの犠牲と引き換えに先代からのリーダーシップを確保した。なお [54] の10代胡銓は子の胡霽春、孫の胡祥書に桂林法政学校を卒業させ、[14] の8代胡廷模も「家法は素より厳しく、常に師を招いて子孫を訓導した」とあるように教育熱心であった。胡廷模の7男胡樹球（邑貢生）は「官紳の賞識」を得て「族宗の光耀を顕」かにしたといい、他の6子も「皆異路で群を抜き、やや [胡廷模] 公の志願を慰めた」（官成『胡氏族譜』）とある。これらは胡氏の人々が人材育成など次世代を視野に収めた上昇の努力を続けることで、その社会的影響力を維持せんと図ったことを示している。

この官成胡氏の地域社会におけるリーダーシップを検討する上で、団練と共に重要なのは路三里賓興であった。賓興とは元々地方官が郷試に応じる生員を出発時に宴を張ってもてなすことを指し、国家による文人重視策の一つであったが、清代中期以降は郷試、北京での会試を受験する生員、挙人の旅費負担を援助する一種の奨学金となり、地域エリートの主導によって賓興田などが設けられた。広西では道光年間の鬱林直隸州賓興が比較的早く、租穀3000余石を受験生の身元保証に必要な経費と郷、会試の旅費に当てた（光緒『鬱林州志』巻6、建置、学校）。平南県の賓興創設は同治8年（1869）の大烏里南河賓興に始まり、翌年全県規模の城郷賓興が丹竹武令村李超群（広東県丞）を中心に設けられた（光緒『平南県志』巻9、建置畧、賓興）。官成『胡氏族譜』によると [58] の10代胡其榮は「仕進を期待出来ないのを見て全里賓興を倡立」し、[59] の弟胡其卓と「賓興の司理を歴任」したという。人材育成に寄与する賓興の創設に胡其榮兄弟が中心的役割を果たしたことは、「縉紳は [胡其榮] 公の行畧を慕った」とあるように彼らの発言権を高めた。この種の地域社会の利害を代弁した中流宗族の活動として、咸豊年間の同和では錢糧色米の銀納化運動があった。同和では租税である錢糧色米を現物のまま平南県城に運んで納入していたが、太平天国期の動乱により「道が塞がり、運納が困難」となった。そこで「里紳」の桐尾村吳紹熊（副魁）、陳桐村劉發茂らは「県内の時価に照らして銀に換えて納税」するよう知県馬大鈞に運動し、「里民はみな徳政を頌えた」とあるように人々の支持を獲得したという（光緒『平南県志』巻11、経政畧）。

無論ここに挙げた地域リーダーの影響力維持、拡大のための活動は、軍人移民や中

24) 国安『翁氏族譜』。また李炳章については大鵬『李氏族譜』、大鵬『隴西堂（李氏）始祖火徳公等神位』、光緒『平南県志』巻21、列伝二を参照のこと。

流宗族に限られるものではない。道光年間に「奸商の壟断」のため山桂の価格が暴落して「万家が愁怨」とすると、先に「客籍」エリートの1人に挙げた大安梁朝暉が「東西両省の大吏を歴控」してこれを禁止させたのはその例である（光緒『平南県志』巻21, 列伝二）。だが中流宗族と「客籍」エリートを生んだ有力宗族の行動を比較した時、両者が代表していた地域社会の利害はその内容や方向性において必ずしも同一ではなかった。

清代の平南県でこの違いを端的に示すのは、乾隆年間に表面化した「浮糧」と「均攤遺糧」問題であった。先ず「浮糧」とは実際には所有していない耕地にかけられた税負担を指す。第一節で述べたように明末清初に大土地所有が進んだ平南県では土地売買に当たって「粮米の減寫」即ち税額の改竄が行われ、「田がなくなっても粮はなお存した」とあるように土地所有者と税負担者が一致しなかった。また雍正年間に開墾された耕地690余頃についても「開墾報告の田畝が実を失」っていたため、「多くが浮糧で民は命に堪えな」かった。乾隆5年（1740）に開墾地の課税が行われると大安黎兆衍はこれを訴え、左江道許日熾の査勘を経て「浮糧一千余石」を免じられたという（道光『平南県志』巻10, 民賦。光緒『平南県志』巻11, 経政畧と巻20, 列伝一）。だが後に平南県生員吳英が広西布政使朱椿に宛てた上書で「田園は開かれても、耕地は半ばが富戸の手中に帰し、民は大半が皆小作人である。今になって粮を免じること、ただその富を助けるのみ」[梁 1985]と批判したように、黎兆衍の「浮糧」減免運動は「富戸」即ち有力宗族の利益に奉仕するものであった。

一方「均攤遺糧」とは「浮糧」により偏った税負担を均等に割り当てる改革であった。これを実施した平南県知県李仲良が『均攤平南遺糧碑記』で「世家大族は衙門のゴロツキに賄賂を送って変乱埋没を行ない、隠匿や融通、他人名義に偽るなどの術を相次いで生み出した。愚かな者はすでに巧みな詐欺に屈し、弱い者もまた豪強に圧せられた」と述べたように、この税負担の不平等は「客籍」エリートを初めとする「世家大族」の脱税行為に原因があった。乾隆年間に李仲良は「遺糧諸戸」の自己申告によって米160石分の税負担を整理し、「平民は有糧無田の害を受けなくなった」といわれた（乾隆『平南県志』巻8, 芸文志及び巻2, 民賦志, 地畝）。だが道光『平南県志』巻10, 民賦には「その受主は匿れて到らないのでなければ、生員身分に恃んで抵抗したため、乾隆より以来、歴年の控訴は千百に止まらなかった。もし畝に按じて税を割り当てれば徒ら紛争を起こすため、従来旧習に従った」とあり、有力宗族が科挙エリートの地位を利用して租税負担の均等化に抵抗したことがわかる。

さらに地域社会の利害をめぐる「客籍」エリートと中流宗族間の齟齬は塩の専売制

度に対する見解にも現れた。先に黎兆衍らの「免糧」運動を批判した生員吳英は、同じ上書で塩を「民の流通販売に任せよ」と主張して次のように述べている。

山林川澤，市廛吠畝は皆民に帰し，租税の責任を負っている。何のために塩だけは官を設けて管理するのか？ 官が管理すれば塩場の官員に給与を与える費用が必要となり，運搬には私売私販の弊が生まれる。州県市鎮の塩埠，塩丁には消耗分などの煩わしきがあり，埠主は官の威を借りて砂水侵漁の弊を生み出す。しかも今埠主は屢々欠損を出し，富戸に補填させたり，肩代わりすることを強いており，その弊害は言い尽くせない。

ここで注目すべきは吳英が「官の威を借」りた「埠主」即ち広東商人の弊害を強調した点で，彼らが欠損を平南県側に肩代わりさせたと告発している²⁵⁾。これに対し大安墟を拠点とする「客籍」エリートは『創建列聖宮題名碑記』に「兩粵の人がみな土木工事に協力したが，[広]東人は客で，廟をもって家となしたため，これに従う者は六百余人の多きに上った」と記すなど，広東商人との良好な関係を強調することが多かった[饒・陳 1989: 440]。少なくとも塩の専売制度そのものの撤廃を求めた吳英の議論は「奸商」の利益独占に反対した大安梁朝暉のそれに比べて尖鋭であり，官吏の「私売私販」を批判するなど反体制的な色彩も濃かったのである。

(2) 中流宗族の官界におけるネットワークの欠如と政治，宗教的反乱

以上のように中流宗族の地域リーダーとしての活動は有力宗族のそれと異なる方向性を持ち，地域社会の利害に対してもより敏感であった。だが彼らは中国社会において不可欠な官界とのネットワークを欠いていたため，その活動は屢々国家による弾圧を被ることになった。また中流宗族の中には政治，宗教的反乱へと向かう者も少なかった。

先ず中流宗族の活動に対する国家の警戒感を示す史料として、『宮中檔乾隆朝奏摺』第10輯，550頁の広西按察使楊廷璋の上奏（乾隆20年正月20日）には次のようにある。

士は四民の首であり，文武生監を論ぜず，均しくまさに……人民の模範たらねばならない……。武生は性質が粗魯で，文義を知ることが少なく，その血気の勇を逞しくして，往々にして奸を作し罪を犯す。その捐納の監生[生員資格を購入した者]は多くが富厚の家に属し，その豊かさに恃んで，また多くが分に安んじて己を守ろうとしない。無知の愚民

25) 光緒『平南県志』巻11，経政畧によると，平南の塩政は「招商運銷」と「帰官運銷」を繰り返したが，道光年間「承商虧本，塩埠裁撤，聽商人自行販売」という。

はその強梁、放縦ぶりを見て待みになると信じこみ、彼の指図に聴き従う。小さいものは郷曲を武断し、大きなものは衆を集めて抗官する。甚だしい場合は匪となって不法を行うこともある。

ここで楊廷璋は「武生」や「捐納の監生」即ち科挙官僚として上昇する可能性の少ない中流宗族の生員資格保有者を、「粗魯」で「分に安んじて己を守ろうとしない」と非難している。特に彼らが科挙合格という正統な手続きを経ぬまま、「搦食」によって得た経済力を武器に地域社会に影響力を行使することを「強梁、放縦」と断定し、その「指図に聴き従」わせるリーダーシップ維持の戦略に「郷曲を武断」「衆を集めて抗官」さらには「匪となって不法」との罪状を下した。確かに官成胡氏の場合 [46] の10代胡俊は「故郷の紛争は多くこれを聴いて調停し、是非を官前に訟えることは少なかった」といい、自身の社会的発言権を誇示して地方政府の司法権に頼らなかつた行動様式には「郷曲を武断」と評すべきものがあつた（官成『胡氏族譜』）。

だが彼らの活動が如何なる意味で「抗官」「不法」であつたのか、ここでは藤県太平東養村呉氏の14代呉国彦（同治年間抜貢。同和垌尾村呉氏の同族）を例に検討したい。かねてから「俠義を重んじ、専ら弱きを助け強きを抑」えた呉国彦は、光緒初年に知県李湘南の圧政で「民の怨みが沸騰」すると、桂林での郷試受験時に『禍藤賦』なる告発状を答案の末尾に記した。

それ李湘南なる者は寒微の出身で、形は傀儡と同じである。名誉を顧みず、ただ賄賂を求め……、訴訟を唆して刀筆を持すること長年、愚かな者を騙して私衙を断じること数年……。桂省〔广西〕で官吏候補になると、初めは則ち酒に溺れアヘンを嗜んだ……。また朋友や同僚に迎合して、同い年生まれを捜しては契りを交わし、妓婦にまで叩頭した。旧友を尋ねては言をもつて飲ばせ、膝を屈すれば□霊があると知り、陸邑〔陸川県〕にあつてすでに廉恥がなかつた。鐔津〔藤県〕に赴任すると貪残をほしきままにし、先ず法網を頻りに興し、白洲役人を縦にさせた。捕庁を信じ、下層役人の縦横に任せた。票章を次々と出し、税吏に租税を増やして腹削させた。未革の監生〔未だ資格を剝奪されていない生員を指す〕を牢屋に繋いだが、なお多くは冤罪で酷い仕打ちに屈した有錢の秀士であつた……。こうして半年も経たぬうちに、毒はすでに全藤に遍く流れた……。憐れむべきは残酷な扱いを受けた父老で、久しく地に救いを求めるも援けはなく……。〔「皇帝は」酷吏による禍が人民に及ぶことを許さない〕と祈っているが、如何せん万里の君門は上訴し難い。²⁶⁾

26) 藤県、平南同和『呉氏族譜』。呉氏は原籍南京珠璣巷。始祖呉志積（世襲禁城都尉）が洪武年間に「剿粵西潯鬱匪乱」のため藤県托洲に入植し、3代呉東江が五屯に定着した。明末

ここで呉国彦は「監生」「有錢の秀才」即ち先に広西按察使楊廷璋が危険視した下層生員の立場から、李湘南の罪行を告発している。中でも興味深いのは呉国彦が李湘南の「朋友や同僚」、「旧友」、「同じ年生まれ」（即ち「打同年」と呼ばれる擬制的な親族関係）などを利用した中国官界「官場」におけるネットワーク作りに対して「妓婦にまで叩頭」と嫌悪感を表明した点であった。これは「客籍」エリートの隊列に参加できず、官界進出の機会も少なかった彼らが最も不得手とするところであったと考えられる。呉の訴えにより李は解任され「人々は拍手喝采」したが、李湘南は「清政府の腐敗を利用して官官相い護り、梧州府台の呂某と結託して、代わりに報復する機会を伺った」とあるように官界の交遊関係を駆使して反撃に転じた。呉国彦は冤罪のため「造反の意図あり」として捕えられ、「白貼」即ち一種の壁新聞による無罪の主張も空しく貴州独山県に流刑となった（藤県、平南同和『呉氏族譜』）。すでに別稿で述べたように、中国専制王朝は「人治」つまり皇帝と官僚集団による恣意的な統治にその本質があり、「抗官」「不法」といった罪状は少数民族や客家移民のケースに見られる如く当局の意向によって捏造された弾圧の口実であることが少なくなかった【菊池 1994b, 1995a】。呉国彦の事例は彼らの地域リーダーとしての発言権が、専制権力と結びついた地方官僚、「客籍」エリートから成る科挙エリートの「官官相護」する政治的ネットワークの前には無力だったことを示している。

こうした現実を前に、官成胡氏の人々は「官場」に出入りして中国的な政治資本の獲得を目指さざるを得なかった。官成『胡氏族譜』によると [26] の9代胡樹侃は郷土防衛の貢献により「縉紳、士宦」と交際して「姓名の顕揚」に努め、[46] の10代胡俊は平南県知県張南村から「正紳として尊重」された。また [57] の胡其亮（軍功五品）は「公務を処理して身は紳宦と通」じた結果堡董、学董職に任じられ、路三里賓興の創設により「一郷の望み、一県の顧問」と評された [58] の胡其榮も「平日から身は文壇に臨み、市院情中の詩酒林園では毎度常に深く王父の風を□し、詩書の練達を規した」とあるように、地方官界や詩社を舞台とするエリート間の交遊関係に精力を傾けた。元々清朝は「生員は官長に要求して勢力を結び、進身を図ってはならない」「およそ有司衙門は軽々しく入ってはならない」（道光『西寧県志』巻7，経政下，

\\に6代呉晋康（生員）は「兵燹」のため高灘村に移住し、東養、垌尾村の呉姓は共に彼の子孫という。この呉氏は20数名の文武生員と官界進出者を生み、呉延良は同治年間挙人となった。また清仏戦争に従軍した呉殿元（藤県民団総局長）は雲貴総督岑春煊（チワン族土官西林岑氏の後裔）に従って「由幕入官」し、「招募数百兵勇、屯壘羅雲」とあるように大瑤山の開墾事業を進めた。なお本文でも述べたように垌尾村12代呉族は「太平天国豫王胡以晄軍師」といい、調査によると馬練六谷村に移住した呉丕章（呉族四男、状棍）、呉牛皮も太平軍に参加したという。

学制)と規定して生員の官界における活動を禁止していた。だが実際には中流宗族の彼らにとって、この地方官界における科挙エリートとの結びつきは単に国家との関係において重要であるばかりでなく、地域社会における宗族間の抗争においても趨勢を左右する要素となった。例えば武科試験に失敗した8代胡以暘が、父胡琛の代から耕地の所有をめぐって対立していた佛子村卓珍(原籍広東翁源県。一族に官界進出者あり)の「欺凌と侮辱」を受けた事件はその好例であった²⁷⁾。また大鵬八寨村の羅滿泰が同村張俊良(道光年間「府知事」職)との抗争で劣勢に立ち、馬鈴村蒙氏(太平天国贊王蒙徳恩一族)に攻撃の矛先を向けると、蒙徳恩は張家と「打同年」を結んで羅家に対抗したという²⁸⁾。

一方「官場」で有効な政治的共同関係を構築出来なかった下層生員は、「科名」に代わる価値体系に基づく別の社会関係を模索せざるを得なかった。その例として乾隆44年(1779)に発生した桂平県「奸民」李萬春事件における平南県生員龔沛行が挙げられる。これは道士李萬春が「禍福を妄言」して人心を惑わした罪により当局の摘発を受けた事件で、李が桂平県白沙の羅叢洞に「天師」が降臨し、「今年の作柄は悪く、多く瘟疫がある。もし銀を出して建醮すれば、災難を免れることが出来る」とのお告げを下したと宣伝したことに始まった。李萬春は「家道は豊裕で、最も鬼神を信」じた龔沛行と平南県大安墟の保正任勝龍に寄付を募り、羅叢洞で「吃齋」儀礼を行ったり、武宣県黄老庚を「孤神の転世」として龔沛行らに「往接」させるなどした。のち李萬春は兄弟間の争いにより貴県龍山方面へ移住し、事件発覚後は博白県雙鳳に潜伏するが、信者に広東梅嶺卜の「神水」を取りに行かせるなど自らも広東行きを経験を持っていた。またその宗教活動に参加した主要メンバーには「広東花県、封川、南海等県の民人」即ち広東からの移民が多く含まれており、その活動範囲の広がりと共に

- 27) 官成『卓氏族譜』。14代卓珍は兄卓高と共に監生で、光緒『平南県志』巻15、選挙表には卓雲峰(乾隆年間拳人)、卓廷桂(道光年間歳貢)の名がある。卓、胡両家の抗争は胡琛が占拠した耕地の所有権をめぐって発生した。その後科挙に失敗した胡以暘が騎馬で佛子村を通りかかると、「官府に親類を持つ」卓珍らは馬から降りるよう要求(旧中国では中小宗族成員が有力宗族の門前を通る時に馬を下りるのが習慣であった)した。胡以暘がこれを拒否すると、卓珍らは彼を牛小屋に監禁して殴打し、頭髪を半分剃り落とすなどの屈辱を与えた。この時胡以暘は「皇天不給我走正道、老子造反了」と叫んだといい、太平天国の蜂起後に軍を率いて佛子村を焼き払った。これに対して卓珍らも報復を図り、羅文村にある胡氏の墳墓を破壊しようとしたが、弟胡以暘率いる団練によって撃退されたという[鍾 1984: 290]。なお一連の抗争の結果、現在に至るまで胡氏と卓氏は通婚していない(1990年佛子村調査記録)。
- 28) 『張俊良「贊府第」扁額』。大鵬『張氏族譜』。張氏は原籍広東翁源県で、崇禎年間に始祖張卓然が象州東安里石記村に至り、5代張恒威が平南県に定着した。張氏祠堂には他にも張榮翰(同治年間都司職)、張汝翰(光緒年間拳人)の扁額が現存しており、かなりの政治的影響力を有していたことが伺われる。なお張氏と羅氏(後裔がなく調査出来ず)、蒙得恩一族の関係は鍾[1984: 315]を参照。

拝上帝会と共通する要素が多かった²⁹⁾。

それでは何故龔沛行は李萬春の言説に接近したのであろうか。『宮中檔乾隆朝奏摺』第47輯、562頁の李質穎奏（乾隆44年4月24日）によると、龔沛行は「九月初六日の巳時に息子を喪い、未時に娘が生まれた。甘作璧（龔沛行の姉夫、李萬春の知人）はこれを李逢春（李萬春弟）に告知し、八月三十日の『天師傳諭』に“已定の数なり。悲傷するには及ばぬ”などの言葉を書き加えたため、龔沛行は益々信じて神とした」という。息子の死によって次世代に社会的上昇の希望を託せなくなった龔沛行が、「天師」の力によって閉塞した現状を打開しようと試みたことが伺われる。こうした中流宗族の動きに対し、国家は「（龔沛行は）身は生員に列し、庶民とは比べられないにもかかわらず、敢えてこれ〔李萬春を指す〕がために謠言を流布し、人々を集めて拝謁に行かせるなど甚だ法規を犯した」（李質穎奏、乾隆44年4月3日、『宮中檔乾隆朝奏摺』第47輯、351頁）との罪状により厳しく処罰した。また民衆強化のために作成した『聖諭広訓』の口語解説書で「お前たちは秀才にも本当に良い者と並の者がいることを知らねばならぬ……。あの一連の不肖な者は平民に比べ字を幾つか多く知っているだけで、彼の□智を転倒し、〔生員資格を〕倚り恃んで護身符としては、他人と名誉や利益を争い、名を汚し分を犯す。その中には邪教に流入する者もいる」（雍正『羅定州志』巻5、敷教志）と述べ、官界に抛り所を求めた生員の権威乱用と並んで、そこで有力な庇護を得られずドロップアウトした人々が「邪教」即ち儒教や科挙制度に基礎を置く国家公認の価値体系とは異質な世界観を追求することを禁じた。だがこうした禁令にも拘らず、科挙エリートとの政治的共同関係を築く望みを断たれた下層生員の「邪教」加入は食い止められなかった。胡以眺の拝上帝会参加はこの地方官界を舞台とする「官場」の政治的秩序において有効なネットワークを構築出来なかった中流宗族にとって、地域社会における自らのリーダーシップを維持するために残された唯一の選択だったのである。

29) 李萬春事件に関する主な史料としては李質穎奏、乾隆44年4月4日、4月24日、5月10日、6月18日、『宮中檔乾隆朝奏摺』第47輯、351頁、562頁、699頁と第48輯、178頁。吳虎炳奏、乾隆44年3月25日、3月30日、同上書第47輯、247頁、308頁。姚成烈奏、乾隆44年5月24日、5月28日、6月19日、同上書第47輯、819頁と第48輯、23頁、188頁。李世傑奏、乾隆44年6月23日、同上書第48輯、235頁がある。また羅叢洞については民国『桂平県志』巻4、紀地、山川上。

Ⅵ. 小 結

以上の内容を要約しよう。平南県における漢族入植は明代中期に本格化した。明末清初の北部各郷で中心的な役割を果たしたのは少数民族反乱鎮圧のため派遣された軍人移民であった。彼らは軍事力を背景にヤオ族や漢族移民の耕地を占拠し、国家から徴税権を与えられて経済的基礎を固めた。また各種公共事業を主催して、地域社会におけるリーダーシップを獲得した。胡以晄一族もこうした移民の一例で、彼の父胡琛は強引な方法によって土地集積を進め、人々の畏怖の対象となった。後に胡以晄は平南県拜上帝会を主催してヤオ族を含む多くの民衆を組織したが、それは馬練龍満村莫氏が胡氏の「佃戸」だったことからわかるように父から受け継いだ経済力と社会的威信に負うところが大きかった。

ここまでの内容で明らかになった軍人移民の社会におけるリーダーシップとは、王朝支配の安定期に見られた「客籍」エリートのそれに比べ粗野で、暴力的なものという印象を免れない。その主な原因はフロンティアだったこの地の社会秩序が生成途上にあり、人々が切り結ぶ社会関係も不安定であったことに求められる。だがここで見落とせないのは彼らのリーダーシップが軍事、徴税などの領域で、国家による正統性を付与されつつ確立されたという点である。それはまた軍人移民の活動が特殊な例外に止まらず、中国社会における権力形成のあり方を探る上で一つの題材を提供していることを意味しよう。

例えば太平天国の場合東王楊秀清が会員を統率したのは、「左足を民家の門口に入れた者は、即座に左足を斬る」[羅 1982: 111]といわれた厳しい禁令によっていた。彼と西王蕭朝貴のリーダーシップは天王洪秀全が正統と認めたシャーマニズムに基礎づけられていたが、『天父天兄聖旨』によると彼らはエホバやキリストの「下凡」によって会衆を詰問、叱責し、時に拷問に近い形で自身の権威を認めさせている³⁰⁾。また清朝も軍人移民の後裔を初めとする中流宗族の地域社会に密着した活動に対しては、「官官相護」する科挙エリートの政治的ネットワークによって「造反」のレッテ

30) 例えば蕭朝貴は天兄下凡で「治家不嚴」だった官成平田村林大立（太平天国章王林紹璋の族人）を「番打五百」の刑に処したり、林大端の信仰を試すために「爾敬天父有何好處？」と詰問している。平田村林氏は原籍福建南靖県で、広東羅定州を経て康熙年間に平南へ入植した。太平天国当時林氏は林大伸（林紹璋祖父）、林大中などが文武生員の資格を持っていたが、蕭朝貴が林大端に「現今爾子被外人勒索」と語ったように社会的に困難な立場にあり、それが林紹璋や林大儒（生員）の拜上帝会参加を促した要因と見られる [王 1986: 71; 鍾 1988]。

ルを被せるなど恣意的な弾圧を行った。こうしてみると中国における政治権力は本来暴力的なもので、官僚制や科挙制度は専制王朝がこの荒ぶる力を執行、分配する上で編み出された合理的なシステムということになる³¹⁾。筆者が広西農村特に科挙合格者を輩出した村々を調査する度に思うことは、彼らが壮麗な家屋や祠堂、門に掲げられた「科名」保有者の扁額など、自らの政治的権威をことさらにアピールすることで周囲を圧倒している事実であった【菊池 1991b】。中流宗族もまた中国文明における政治権力の古典的な暴力性を熟知し、これを踏襲ないし模倣することによって地域社会におけるリーダーシップ獲得を目指したと考えられよう。

明末清初までに経済的基盤と一定の社会的発言権を得た軍人移民であったが、彼らは清朝による武官職世襲制の廃止と社会の安定に伴う新たな地域エリートの台頭によって長期に亘る没落傾向に陥った。特に広東商人の拠点大安墟を中心に「科名」を独占し、相互に密接な関係を築いた「客籍」エリートが県レベルの公共事業を主導してリーダーシップを発揮すると、彼らは新興の中小宗族と同じくその隊列に継続的に加わって政治的発言権を伸長させることが出来なかった。その理由の一つは「客籍」エリートが科挙制度という権力世襲とは対極にある選抜試験に基礎を置きながら、「書香の家」という言葉に示される如く各宗族が教育環境を充実して不断に人材を育成し、安定した時代においては相対的に閉鎖性の強い政治集団を形成したことにあった。これに対して官村羅氏や胡以眈一族は整備された宗族組織や教育施設を持たず、科挙に合格してエリートの資格を獲得することが出来なかった。また婚姻関係でも「門当戸対」の原則通り武科を受験した軍人移民の後裔同士や新興宗族と通婚し、政治的には中間層に止まらざるを得なかった。さらに人口増加に伴う財産分割や同族内部の対立、奢侈行為などによってその経済的基盤を掘り崩されたため、太平天国期に彼らが直面した問題は最早「客籍」エリート集団への参入ではなく、没落の危機をどのように回避するかに変わっていた。

本稿が検討した胡以眈一族の「搵食」はこの現状維持を第一の目的とした行動様式であった。その背景には「乾隆末年より以来、官吏や士民は艱難に狼狽して走り廻り、士でも農でもなく、工でも商でもない者が十のうち五、六に及んだ」（龔自珍「西域

31) この中国における政治権力の暴力性について、陳凱歌は「中国の歴史が理性に委ねられたのは、ごく短い期間に過ぎない。平和的で、漸進的な、そして協調と妥協によって、社会の変革や王朝の交代が行われた例は、ほとんど皆無と行ってよいだろう。激情の赴くままに操られた強力な専制と、同じように感情のままに奔走する大規模な混乱とが、交互に訪れた。中国の文人は、これを二つの文字にまとめた。『乱』と『治』だ。『乱』であれ、『治』であれ、それは暴力と一体である」【陳 1990: 83】と述べている。

置行省議」、『龔自珍全集』巻7）とあるように、社会の動揺に伴う競争の激化と社会階層の流動化があった。彼らは雑多な生業を手がけることで自らの行く末に保障を求め、出稼ぎ、再移住や華僑として「大遊外国」することにより空間的な移動性を高めた。また頻繁な転業を行って生員、読書人といった社会的身分を逸脱し、中流宗族としての体面を振り捨てて「賤業」に従事する者も現れた。こうした傾向は時代が下る程顕著となり、「安分」を説く体制イデオロギーとの解離も大きくなったが、彼らはじり貧の運命を辿って「創守に無能」との評価を受けるよりは、屢々危険を伴う諸事業に進出して新たな可能性を発掘しようと試みた。胡以暁の拜上帝会参加もこの「搵食」の延長に捉えることが出来るのであり、その大胆な行動の背後にあったのは清代中期以降の社会変動の中で生存競争に敗れつつあった中流宗族の危機意識だったのである。

だがこうした理由があるにせよ、何故それなりの経済的基礎と社会的影響力を擁した胡以暁が「造反」しなければならなかったのだろうか。事実彼の弟胡以暘を初めとして胡氏の有力な成員は団練指導者として体制側に留まり、地方防衛を担うことで地域社会におけるリーダーシップを維持しようと図ったのである。ここで先ず注意すべきは「搵食」が危機回避という防衛的な動機を出発点としながらも、熾烈な競争社会においては目的達成のためより積極的な行動を必要とした点であろう。太平天国期に団練を結成した中流宗族が反乱軍と積極的に交戦し、多くの犠牲と引換えに後裔達の政治的上昇を準備したのはその例であった。また胡以暁は蜂起の時に胡廷模を訪ね、「官になって天禄を食みたいのなら俺と一緒にいこう」【鍾 1984: 297】と太平軍への参加を誘ったといわれるが、これも現状維持のため敢えて自らの生命を賭け、成功を求めた中流宗族の本音を示している。

むしろ胡以暁と胡氏の他の人々との命運を分けたのは、地方官界を舞台とした地方官、「客籍」エリートを含む科挙エリートとの政治的共同関係の有無であった。胡氏の成員の多くはこの「官場」に出入りし、中国特有の官僚ネットワークの末端に加わることでその庇護に与ろうと努めた。その理由は「官」との結びつきを欠いた中流宗族の地域社会に密着した活動が、呉国彦の例に見られる如く国家の「抗官」に名を借りた弾圧しかもたらさないと彼らが承知していたためであった。そもそも中国歴代王朝の最大の問題点は政治と文化が密接に関連した社会的風土の下で、国家が正統と認めた一元的な価値に従わぬ人間を弾圧し排斥することにあった【菊池 1995b】。この専制国家の抑圧性は「搵食」に示される中国社会の流動性の大きさと、体制イデオロギーに囚われない民衆の奔放なエネルギーに対する一種の自己防衛であったと見るこ

とが出来るが、いずれにせよ双方の矛盾は「官」との結びつきを模索しながら、「搵食」によって自身の社会的影響力を維持しようと図る中流宗族において集中的に現れた。官成『胡氏族譜』は武科受験失敗後の胡以眈について「抱負は最も奇偉で、道光の暮れ、春秋壯強の間に当たり、洪 [秀全]、楊 [秀清] と共に結盟した。群英を援けて同盟を作り、討満統漢、翻清復明を図った」と記している。科挙失敗により「官場」との接点を得られず、兄弟間の対立により山人村に追われた胡以眈が「搵食」によって新たな価値を模索し始めたその時に、後の「討満統漢」につながる第一歩は踏み出されていたのである。

謝 辞

本稿は1987年から1990年までの中国留学中に、広西師範大学歴史系教授鍾文典氏の指導の下で行った研究成果によるものである。また1990年1月を初め3回にわたる平南県での調査では、平南県博物館元館長黄素坤氏を初め官成、同和、馬練瑤族、国安、大鵬、思旺各郷鎮の多くの方々の暖かい支持を得た。ここに感謝すると共に、今後の平南県の発展を祈りたい。さらに初稿脱稿後、国立民族学博物館助教授塚田誠之氏、助手森明子氏に本稿を読んで頂く機会を与えられ、詳細かつ懇切なアドバイスを数多く頂いた。末筆ながら心よりお礼を申し上げたい。

文 献

I. 研究書、論文、調査報告

饒 秉才等 (編)

1981 『広州語方言辞典』商務院書館。

饒 任坤・陳 仁華 (編)

1989 『太平天国在広西調査資料全編』広西人民出版社。

広東省信宜県志弁公室 (編)

1991 新修『信宜県志』第二稿、社会編、姓氏。

菊池秀明

1991a 「金田団營の前夜——桂平県紫荆山区の移住と拜上帝会」『近代中国研究彙報』13: 1-27。

1991b 「老長毛の故郷にて——広西留学雜記 '87~90」中国民衆史研究会編『老百姓の世界』7: 58-79。

1992a 「広西藤県北部の移住と太平天国——李秀成ら“四王”の族譜分析を中心に」中国近代史研究会編『中国近代史研究』7: 41-77。

1992b 「太平天国前夜の広西における移住と『客籍』エリート——桂平県金田地区の族譜分析を中心に」『史学雑誌』101 (9): 1-36。

1994a 「清代広西の新興宗族と彼らをめぐる社会関係——桂平県江口地区の族譜分析を中心に」『社会経済史学』59 (6): 33-61。

1994b 「明清期、広西チワン族土官の漢化と科挙」中国社会文化学会編『中国——社会と文化』9: 68-95。

1995a 「明清期の両広南部地区における客家移民の活動と国家」『史学雑誌』104 (11): 1-37。

- 1995b 「文人に見る中央と地方——知識人の系譜」西澤治彦・瀬川昌久編『アジア読本——中国』河出書房新社，pp. 114-120。
- 小島晋治
1993 『太平天国運動と現代中国』研文出版。
- 广西壮族自治区編輯組（編）
1984 『広西瑤族社会歴史調査（一）』広西民族出版社。
- 広西省太平天国文史調査団
1956 『太平天国起義調査報告』三聯書店。
- 羅 爾綱
1982 『李秀成自述原稿注』中華書局。
- 羅 香林
1933 『客家研究導論』広州希山書藏。
- 李 中清
1984 「明清時期中国西南の經濟發展和人口増長」『清史論叢』5: 50-102, 中華書局。
- 王 慶成
1986 『天父天兄聖旨——新發現的太平天国珍貴文獻史料』遼寧人民出版社。
- 梁 子禎（整理）
1985 「清代中葉平南社会經濟」政協平南県委員会編『平南文史資料』2: 6-21。
- 瀬川昌久
1991 『中国人の村落と宗族——香港新界農村の社会人類学的研究』弘文堂。
- 鍾 文典
1979 「太平天国英王陳玉成籍貫考」『文物』1979 (7): 67-73。
1984 『太平天国人物』広西人民出版社。
1987 「“米飯主” 散論」中国会党史研究会編『会党史研究』学林出版社，pp. 125-137。
1988 「平南県平田村『林氏族譜』及其它」『玉林師專学報』1988 (3・4): 71-75。
1992 『太平天国開国史』広西人民出版社。
- 陳 凱歌
1990 『私の紅衛兵時代』刈間文俊訳 講談社現代新書。
- 陳 達
1939 『南洋華僑と福建，広東社会』満鉄東亞經濟調査局訳 開明堂（原題『南洋華僑と閩粵社会』商務院書館，1937年刊）。
- 鳥居龍藏
1980 『中国の少数民族地帯をゆく』朝日選書（原題『人類学上より見たる西南支那』富山房，1926年刊）。
- 上田 信
1987 「明清期・浙東における州県財政と地域エリート」『東洋史研究』46 (3): 71-96。
- 于 志嘉
1987 『明代軍戸世襲制度』台湾学生書局。
1990a 「明代軍戸の社会的地位について——科挙と任官において」『東洋学報』71 (3・4): 91-131。
1990b 「明代軍戸の社会的地位について——軍戸の婚姻をめぐる」『明代史研究』18: 7-32。
- 山田 賢
1995 『移住民の秩序——清代四川地域社会史研究』名古屋大学出版会。

II. 史料

(a) 族譜，碑文等

- 平南県官成鎮『羅氏族譜』光緒18年（1892）修，手抄本，官成鎮羅德藏。
平南県官成鎮『胡氏族譜』民国14年（1925）胡如松修，平南県博物館藏。
平南県官成鎮『胡氏族譜』民国15年（1926）胡士程修，平南県博物館藏。
平南県官成鎮『卓氏族譜』乾隆年間初修，新修本，佛子村卓××藏。
平南県城，官成鎮廖氏『伝家宝書』1987年修，平南県城廖運才藏。
平南県同和郷『李氏族譜』民国23年（1934）修，広西区図書館藏。

平南県同和郷『劉氏老族譜』民国31年(1942)修,平南県博物館蔵。
平南県同和郷『羅氏族譜』民国年間初修,1989年重修,官田村羅国栄蔵。
平南県同和郷『黃氏族譜』康熙29年(1690)初修,1987年重修,平南県博物館黄素坤蔵。
平南県大鵬郷『李氏族譜』撰修年代不明,平南県博物館蔵。
平南県大鵬郷『隴西堂(李氏)始祖火徳公等神位』石門村李氏祠堂内に現存。
平南県大鵬郷『張氏族譜』1988年,張忠芳等整理,大山村張泰芳蔵。
平南県大鵬郷『張俊良「贊府第」扁額』道光15年(1835)懸額,大山村張氏祠堂内に現存。
平南県大鵬郷花王村『金龍宮神鐘銘』道光9年(1829)製作,平南県博物館蔵。
平南県国安郷『翁氏族譜』民国年間修,田貴村翁昌玉蔵。
平南県鎮隆郷『謝氏家廟碑』『謝紹甫府君墓碣』彭昱堯『致翼堂文集』巻2,広西桂林図書館蔵。
藤県,平南県同和郷『吳氏族譜』民国14年初修,1987年重修,同和垌尾村吳××蔵。
藤県大黎郷『江氏支譜』1983年,江澤功等撰,大黎郷政府胡礼琛氏提供。
藤県大黎郷『郭氏分枝図』民国11年(1922)修,抄本,大黎郷平安那蘭村郭天文蔵。
藤県,蒙山県『西馬陸氏族譜』民国15年(1926),陸盛典修,大黎郷古制村陸動昌蔵。
蒙山県陳塘鎮『頼川族譜』乾隆31年(1766)修,陳塘鎮古列村陳菊蔵。
桂平県金田鎮『陳忠公族譜』新修本,金田鎮下江頭村陳祚清蔵。
貴県奇石鎮『廖氏族譜』撰修年代不明,抄本,奇石伏廖村廖承堅蔵。
信宜県錢排鎮『凌氏族譜流水譜』撰修年代不明。錢排鎮文化站曾家寧,劉上澄氏提供。
信宜県合水鎮『楊氏族譜』乾隆31年(1766)初修,1990年再修,信宜県志弁公室蔵。

(b) 地方志,郷試硃卷等

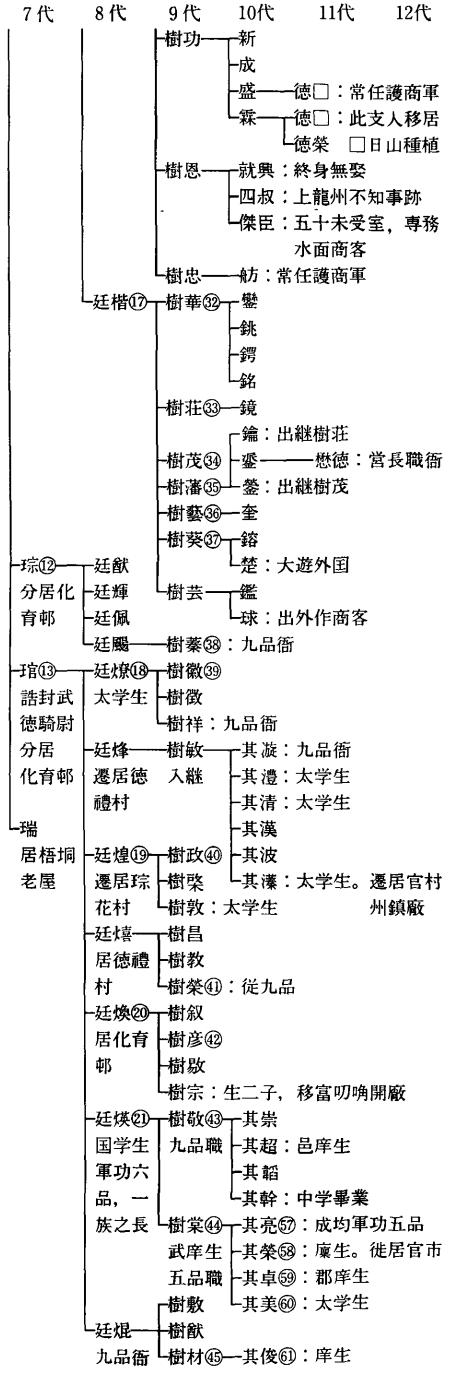
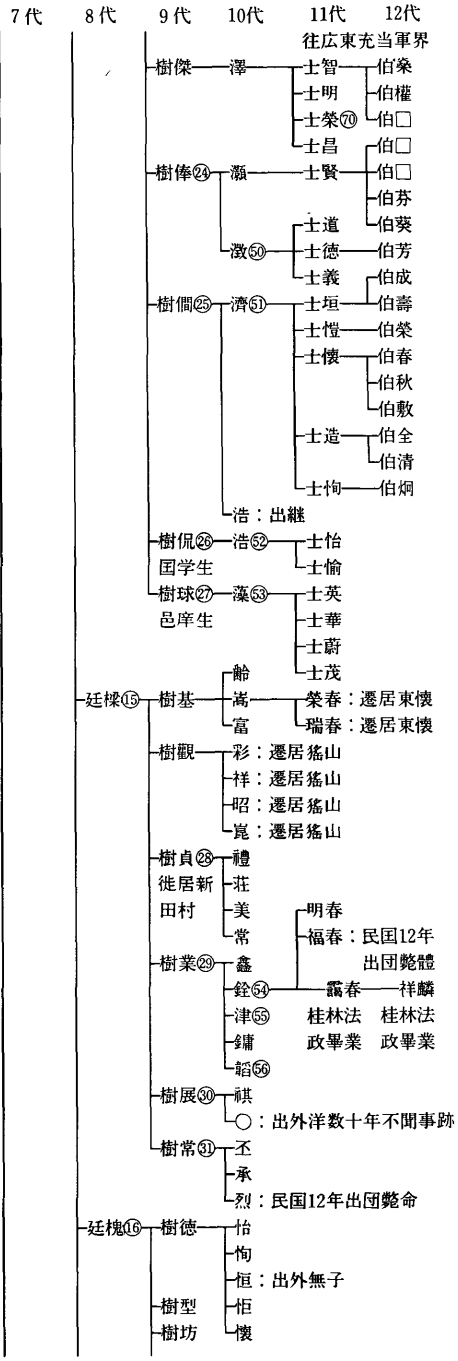
[万曆]『蒼梧総督軍門志』34巻,劉堯誨重修,万曆7年(1579)刻本。
[万曆]『殿粵要纂』4巻,沈修等修,万曆30年(1602)刻本。
[嘉靖]『広西通志』60巻,林富修,黄佐纂,嘉靖10年(1531)刻本。
[万曆]『広西通志』48巻,蘇溶纂,万曆27年(1599)刻本。
[雍正]『広西通志』128巻,金鉞修,錢元昌・陸淪纂,雍正11年(1733)刻本。
[嘉慶]『広西通志』279巻,謝啓昆修,胡虔纂,嘉慶6年(1801)刻本。
[民国]『広西通志稿』6編,蒙起鵬・黄誠沅纂修,民国38年(1949)油印本。広西区図書館蔵。
[同治]『潯州府志』38巻首1巻,魏篤修,王俊臣纂,同治13年(1874)刻本。
[光緒]『潯州府志』57巻,夏敬頤等纂修,光緒23年(1897)刻本。広西区図書館蔵。
[乾隆]『平南県志』8巻,李仲良等纂修,乾隆21年(1756)刻本。広西区図書館蔵。
[道光]『平南県志』22巻首1巻,張顯相修,黎士華纂,道光15年(1835)刻本。
[光緒]『平南県志』24巻首1巻,袁彬等修,周寿祺纂,光緒10年(1884)刻本。
[民国]『平南県志』2編,鄭湘濤纂修,民国29年(1940)鉛印本。
[道光]『桂平県志』16巻,袁湛業修,黄體正,王維新纂,道光23年(1843)刻本。広西区図書館蔵。
[民国]『桂平県志』59巻,黄沉梅等修,程大璋等纂,民国9年(1920)鉛印本。
[光緒]『鬱林州志』20巻首1巻,馮徳材等修,文徳馨等纂,光緒20年(1894)刻本。
[雍正]『羅定州志』6巻首1巻,王植纂修,雍正9年(1731)刻本。
[道光]『西寧県志』12巻首1巻末1巻,諸豫宗修,周中孚纂,道光10年(1830)刻本。
『広西郷試硃卷』同治丁卯(6年,1867)科,盧福元,広西桂林図書館蔵。
『広西郷試硃卷』光緒戊子(14年,1888)科,甘乃調,広西桂林図書館蔵。
『広西郷試硃卷』光緒戊子(14年,1888)科,周紹殷,広西桂林図書館蔵。
『広西郷試硃卷』光緒乙酉(11年,1885)科,陳徳三,桂平県江口鎮竹田村陳家普蔵。
『広西郷試硃卷』光緒己丑(15年,1889)科,李慶光,桂平県江口鎮竹田村陳家普蔵。
『広西郷試硃卷』光緒乙未(21年,1895)科,李国材,桂平県江口鎮竹田村陳家普蔵。

(c) その他

国立故宮博物院図書館文献処文献股(編)

- 1982 『宮中檔乾隆朝奏摺』第5輯,国立故宮博物院。
- 1982 『宮中檔乾隆朝奏摺』第6輯,国立故宮博物院。
- 1983 『宮中檔乾隆朝奏摺』第9輯,国立故宮博物院。
- 1983 『宮中檔乾隆朝奏摺』第10輯,国立故宮博物院。

- 1983 『宮中檔乾隆朝奏摺』第12輯，国立故宮博物院。
1986 『宮中檔乾隆朝奏摺』第47輯，国立故宮博物院。
1986 『宮中檔乾隆朝奏摺』第48輯，国立故宮博物院。
龔 自珍 『龔自珍全集』11輯，年譜 1 卷。1959年排印本。
李国祥等（編）
1990 『明実録類纂——広西史料卷』広西師範大学出版社。
佐佐木正哉（編）
1967 『清末の秘密結社——資料篇』近代中国研究委員会 東洋文庫。
太平天国歴史博物館（編）
1962 『太平天国史料叢編簡輯』第2冊 中華書局。



註：文中数字①～⑦は〔表1〕に対応している。